

ワーキングプアの実態とその低減に向けた課題

調査部 副主任研究員 星 貴子

目 次

1. はじめに
 2. わが国の貧困の現状
 - (1) 深刻化するわが国の貧困
 - (2) 貧困の連鎖・固定化
 - (3) 地域によって異なる貧困の様相
 3. ワーキングプアの地域差の要因分析
 - (1) ステップワイズ変数選択による重回帰分析
 - (2) 因子分析
 4. ワーキングプアの低減に向けた課題
 - (1) 地域差の要因
 - (2) ワーキングプア対策のポイント
 - (3) 地域別にみた対策の方向性
 5. おわりに
- <補論>
1. 因子分析：因子間の相関関係
 2. 扶養負担指数
 3. 都道府県別分析結果

要 約

1. 近年、貧困世帯、とりわけ働いているにもかかわらず生活が困窮している、いわゆるワーキングプア世帯が増加し、社会問題となっている。生産年齢人口の減少が進むなか、現役世代に貧困が広がることは、子供や高齢者にも影響が及び、社会全体の活力低下につながるものが危惧されるためである。ワーキングプア対策は、わが国にとって焦眉の急といえる。
2. ワーキングプア世帯の割合（ワーキングプア率）は、全国的に上昇しているとはいえ、北日本、近畿、四国、九州で高く、関東、北陸、中部では低いといったような地理的な偏在と、それが固定化する傾向がみられる。そこで本稿では、都道府県のワーキングプア率に差異が生じる要因を把握するため、雇用や収入、社会的な背景のデータを変数として多変量解析を試みた。なお、分析の結果から得られる知見に基づき、都道府県をいくつかのパターンに分類し、各パターンについて対策を検討したが、ここでは貧困世帯への支援として一般的な生活保護等の救済型ではなく、貧困世帯の自立を促すことを重視する観点から検討を試みた。
3. 分析の結果、都道府県のワーキングプア率にみられる差異は、単純な経済規模の大小よりも、雇用や社会を取り巻く環境の違いが大きくかかわっていることが確認された。具体的には、ワーキングプア率の高い道府県では、低い県に比べ、「最低賃金水準」や正規雇用者の割合が低いほか、介護や子育ての負担の大きな世帯の多さや、核家族や母子世帯の割合が高いことなどが示された。すなわち、ワーキングプア増加の背景には、収入の多寡と同時に、扶養負担等によって働きたくてもそれを阻む要因を抱える世帯が多いという事情があることにも注目する必要がある。
4. ワーキングプアを低減するには、地域の産業基盤の弱体化や世帯構造の変化といった根本的な要因にメスを入れることが望ましい。しかし、産業構造改革や労働市場の流動性向上など産業基盤の強化に向けた取り組みは、短期間で成果が得られにくく、世帯構造についても、政策によって対応することが難しい。そこで中長期的視点に立脚した地域経済の活性化といった抜本的な対策とともに、雇用や介護・子育てを取り巻く環境の整備など、問題が顕在化している分野の改善に向けた取り組みをあわせて進めていくことが求められよう。
5. 以上を踏まえると、ワーキングプア対策のメニューとして、①最低賃金の見直し、②裁量労働や在宅勤務など勤務形態の多様化、③非正規雇用の正規雇用への転換の促進、④離職者や非正規労働者向け職業訓練の拡充のほか、家族の介護や子育ての支援体制の整備として、⑤介護・子育て支援拠点の見直し、⑥複合的なサービスの24時間・365日の提供体制の構築、⑦ICT・AIなど先端技術の活用などが考えられる。こうした政策メニューを各地域の特性にあわせ、施策に軽重を付けたり、優先順位を適切に判断していくことが必要である。例えば、大阪府の場合、賃金水準の引き上げや正規雇用の拡大に重点を置いて雇用環境の改善を図るとともに、介護や子育てに関する支援サービスの提供体制の整備が急がれる。また、介護や子育ての負担が比較的小さい熊本県の場合、最低賃金の引き上げが対策の柱となろう。

6. ワーキングプアの増大は、一時的・個人的な問題にとどまらず、社会全体の負担の拡大や経済の停滞を引き起こす要因となる。そうした問題を解消していくには、社会保障頼みの救済措置ばかりではなく、労働の対価としての収入の適正化を図るとともに、就労しやすい環境を整えていくことにより、経済全体で収入と支出の好循環がうまく作動するように仕向けていくことが重要である。行政のみならず、雇用する企業側においても、ワーキングプアの低減に向け、早急な取り組みを期待したい。

1. はじめに

近年、貧困世帯、とりわけ働いているにもかかわらず生活が困窮している、いわゆるワーキングプア世帯が増加し、社会問題となっている。生産年齢人口の減少が進むなか、現役世代に貧困が広がることは、子供や高齢者にも影響が及び、社会全体の活力低下につながるものが懸念されるためである。

ワーキングプア世帯の割合（ワーキングプア率、注1）は、全国的に上昇しているとはいえ、北日本、近畿、四国、九州で高く、関東、北陸、中部では低いといったような地理的な偏在と、それが固定化する傾向がみられる。そこには、産業構造や生産性等の経済状況や人口動態など、経済・社会環境の地域性が影響しているものと考えられる。貧困対策の実効性を高めるには、そうした地域における差異を踏まえることが、重要である。

本稿では、都道府県のワーキングプア世帯の割合に差異が生じる要因を把握するため、雇用や収入、社会的な背景のデータを変数として多変量解析を試み、分析の結果から得られる知見に基づき、都道府県をいくつかのパターンに分類し、各パターンについて対策を検討した。ただし、ここでは貧困世帯への支援として一般的な生活保護等の救済型ではなく、貧困世帯の自立を促すことを重視する観点から検討を試みた。

なお、本稿では、都道府県別の貧困率（注2）に関して、政府統計が整っていない（注3）ため、山形大学の戸室健作准教授が「就業構造基本調査」を基に推計したデータを使用する（注4）。

（注1）本稿におけるワーキングプア、ワーキングプア率の定義は下記の通り。ワーキングプア率については、戸室氏の定義に準拠した。

ワーキングプア：被雇用者（役員を除く）のうち、賃金収入が最低生活費以下の労働者。

ワーキングプア率：主な収入が「賃金・給与」、「事業収入（農業収入を含む）」、「内職」の世帯を勤労世帯とし、そのうち世帯収入が最低生活費以下の世帯の割合。

（注2）貧困率には、主に等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）を基準とするOECD貧困基準（相対的貧困率）と、最低生活費を基準とする生活保護基準がある。相対的貧困率は、等価可処分所得の中央値の半分を貧困線とし、所得がそれを下回る世帯を貧困世帯と定義する。生活保護基準は、所得が最低生活費を下回る世帯を貧困世帯と定義する。いずれの基準も、貯蓄や土地・建物等の資産の有無は考慮していない。

生活保護の基準となる最低生活費は、自治体を6段階に等級分けし、厚生労働省が設定。最低生活費には、食費や光熱費等の生活扶助、住宅扶助、教育扶助のほか、出産や葬祭等の一時扶助が含まれる。

なお、本稿に用いる最低生活費については、戸室氏が、厚生労働省の「2012年被保護者調査」における「保護の決定状況額（被保護世帯数分の累計）」を用い、世帯人員・都道府県別に算出。

（注3）相対的貧困率については、総務省の「全国消費実態調査」や厚生労働省の「国民生活基礎調査」を基に、世帯類型や年齢階層別に算出されているものの、都道府県別のデータは公表されていない。

（注4）戸室健作『「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討（2016年3月）」の基礎データ（<http://www-h.yamagata-u.ac.jp/wp-content/uploads/2015/12/2015-E02.pdf>）』。

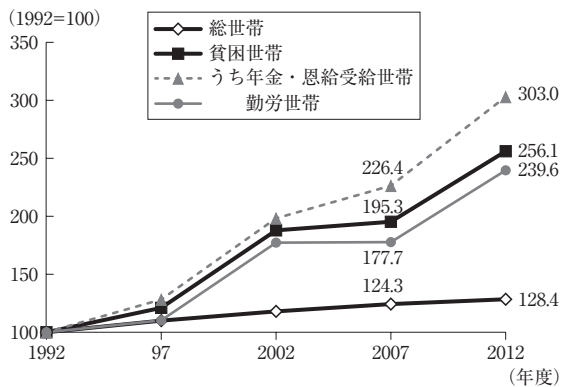
当該データは、独立行政法人統計センターによるオーダーメイド集計を基にする。データの使用については、同氏および総務省統計局から許可を得ている。

2. わが国の貧困の現状

(1) 深刻化するわが国の貧困

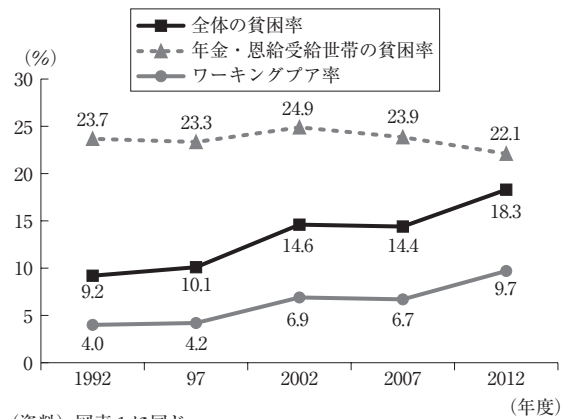
近年のわが国では、総世帯数が頭打ちとなるなか、収入が最低生活費以下の貧困世帯が急増している。1992年度を100とし、各年度の増減を指数化してみると、2012年度までの20年間で、総世帯数は128.4（1.3倍）にとどまるが、貧困世帯総数は256.1（2.6倍）と大幅な増加となっている。総世帯数に占める

(図表 1) 貧困世帯数の推移 (1992年度=100)



(資料) 戸室健作「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子供の貧困率、捕捉率の検討 (2016年3月)」を基に日本総合研究所作成

(図表 2) 貧困率の推移



(資料) 図表 1 に同じ

貧困世帯の割合（以降、「全体の貧困率」と記す）も2012年度には18.3%にまで高まり、6世帯に1世帯が貧困という状況となった（図表 1、図表 2）。

次に、主なる収入の種類別に世帯を分類し（以降、収入源別世帯類型と記す）、それぞれの貧困世帯数および貧困率の変化をみる。2012年度時点で、「年金・恩給受給世帯（注 5）」の貧困世帯数は、1992年度を100とすると303.0（3倍）、その貧困率は22.1%であった。「年金・恩給受給世帯」の貧困世帯数の伸びは全貧困世帯数を上回ったものの、その貧困率は低下した。これは、比較的家計に余裕のある団塊の世代が加齢によって年金・恩給受給層にスライドしたことにより、貧困率を計算する際の分子よりも分母の伸びが著しかったためと考えられる。

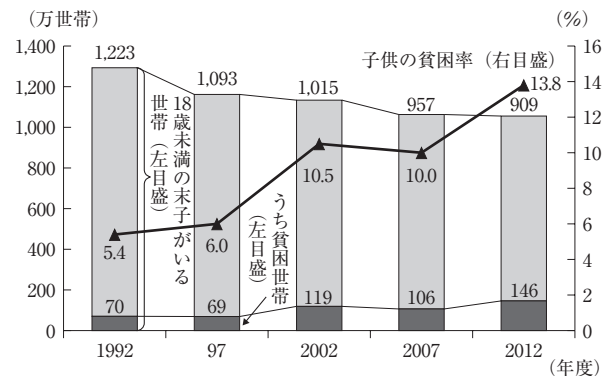
就業しているにもかかわらず貧困状態にある世帯（以降、「ワーキングプア世帯」と記す）の数は、1992年からの20年間で239.6（2.4倍）と増勢を示し、1992年度には4.0%であった勤労世帯総数に占める「ワーキングプア世帯」の割合（「ワーキングプア率」）も、2012年度に9.7%に達している。

また、「ワーキングプア世帯」の増加に連動する形で、「子供の貧困率（注 6）」も上昇している（図表 3）。リーマンショック前の比較的景気が良かった2007年の調査では、子供のいる貧困世帯数、同貧困率ともいったん低下傾向を示したが、2012年には再び増勢となった。これは、「ワーキングプア世帯」と同様の傾向である。結果的に「子供の貧困率」は、2012年度には、1992年度の2.5倍にあたる13.8%となった。

「年金・恩給受給世帯」では、貧困率は低下傾向にあるとはいえ、依然、5分の1以上が貧困状態にあり、しかもその数が貧困世帯全体の4割を占めている現状を勘案すると、高齢者の貧困が大きな問題であることに変わりはない。

これに対して、「ワーキングプア率」や「子

(図表 3) 子供がいる貧困世帯数と子供の貧困率の推移



(資料) 図表 1 に同じ

「子供の貧困率」は、「年金・恩給受給世帯の貧困率」に比べると、低水準であるが、「勤労世帯」や「子供がいる世帯」の絶対数が減少するなかで貧困世帯数が増加しており、「ワーキングプア」や「子供の貧困」は深刻度を増しているといえよう。勤労世代と子供世代は、現在から未来にかけて国を支える存在であることを踏まえれば、右肩上がりの貧困の拡大は、わが国経済・社会の持続性を揺るがしかねない事態とみることができる。

(2) 貧困の連鎖・固定化

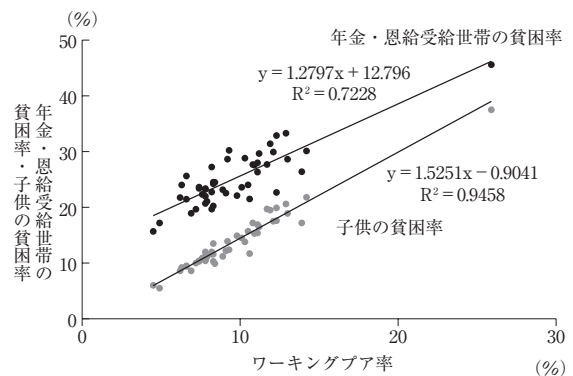
こうした状況下、特に懸念すべきは、貧困の連鎖と固定化である。2012年度の各都道府県のデータを用いて、「ワーキングプア率」と「子供の貧困率」、および「年金・恩給受給世帯の貧困率」の関係をみたところ、いずれも高い相関を示した（注7、図表4）。

とりわけ、「ワーキングプア率」は、「子供の貧困率」と相関係数が高い。しかも「子供の貧困率」が「ワーキングプア率」よりも高いことから、「ワーキングプア世帯」が、勤労世帯のなかでも比較的若い子育て世代に偏っていることが窺われる。「ワーキングプア率」の上昇が子供の暮らしを直撃しており、貧困が親から子へ世代を超えて連鎖する負のサイクル（貧困の連鎖）の定着が危惧される。

図表5の実線の囲みは、貧困の連鎖のイメージである。ワーキングプアの子供は、費用が高む塾通いや高校・高等教育機関への進学などの機会が限定され、低学力や低学歴にとどまるケースが少ない。2009年に東京大学大学院が実施した調査（注8）によれば、子の大学進学率は、世帯年収1,000万円超の62%に対し、同200万円以下では28%に過ぎず、親の年収が子の進路を左右していることを示唆している。また、2014年の厚生労働省による調査（注9）では、大学卒では8割が正規雇用であったのに対し、高校卒では5割、中学卒では3割以下と、学歴により就労形態に差異が生じている。低所得世帯の子供は、進学が限定され、そのために正規雇用での就労が難しくなる結果、親世代同様、貧困状態となるおそれが指摘されている。

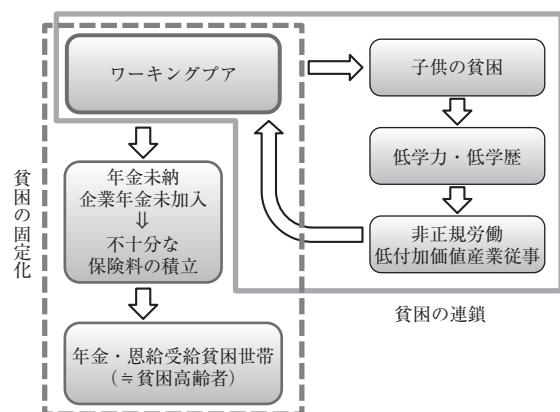
加えて、いったん貧困状態に陥ると、そこから抜け出すことができないまま老後を迎えてしまうという貧困の固定化も懸念される。

（図表4）各貧困率の関係（2012年度）



（資料）図表1に同じ

（図表5）貧困の連鎖・固定化のイメージ



（資料）日本総合研究所

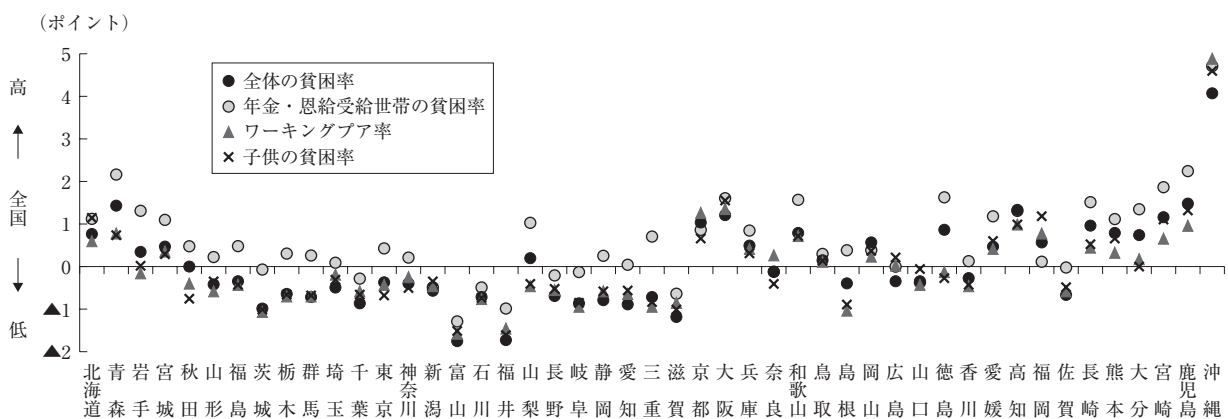
図表5の点線の囲みは、貧困の固定化のイメージである。ワーキングプアの大半は、企業年金制度の対象外となるケースが多い非正規労働者や、同制度が整っていない小規模企業の従業員とみられる。このため、公的年金受給資格（注10）を有していても、現役時代に年取が少なかったため、老齢基礎年金に上乘せされる報酬比例部分は少額にとどまるとみられる。例えば、国民年金の対象である第1次産業従事者や個人事業主では、個人年金に加入していない場合、受給できる年金は老齢基礎年金のみで、満額でも780,100円/年（注11）と、最も低い等級の単身世帯の最低生活費をも下回る（注12）。そのうえ、低収入のため、年金保険料の未納期間が発生し、上記満額を受給できないケースも少なくないと思われる。ワーキングプアがそのまま貧困高齢者に移行する可能性は大きいといえよう。

(3) 地域によって異なる貧困の様相

全国的に貧困は深刻の度を増しているが、都道府県別にみると、その状況は一様ではなく、地理的な偏在と、それが固定化する傾向がみてとれる。

図表6は、「全体の貧困率」のほか、「年金・恩給受給世帯の貧困率」、「ワーキングプア率」、および「子供の貧困率」について、2012年度の全国平均からのかい離を、都道府県ごとに図示したものである。これによれば、いずれの貧困率についても、関東、北陸、東海といった東日本で全国平均に比べ低い一方、北日本と、近畿、四国、九州の西日本で全国平均を上回る傾向にある。

（図表6）都道府県別にみた各貧困率と全国平均との比較（2012年度）



（資料）図表1に同じ

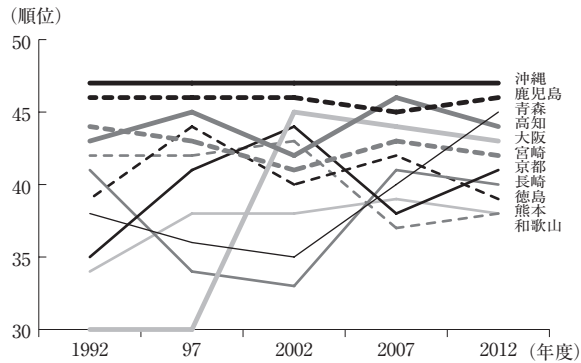
（注）都道府県ごとに各貧困率について全国平均とのかい離幅（ポイント差）を標準化。

次に、2012年度において、「全体の貧困率」が高い10府県（上位10位）、および低い10県（下位10位）をみると、上位、下位ともに、大半が過去20年においても、ランクインしていたことがわかる（図表7）。上位にランクインした府県をみると、沖縄県、鹿児島県、高知県、大阪府、京都府など、近畿、四国、九州が中心である。

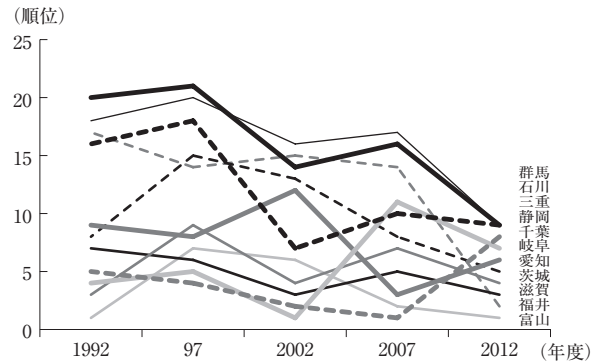
一方、貧困率の低い下位10位に注目すると、富山県、福井県、茨城県、愛知県、千葉県、岐阜県など、関東、中部、北陸に集中している。

(図表7) 貧困率の順位の推移

① 貧困率が高い10道府県(2012年)の過去の順位の推移



② 貧困率が低い10県(2012年)の過去の順位の推移

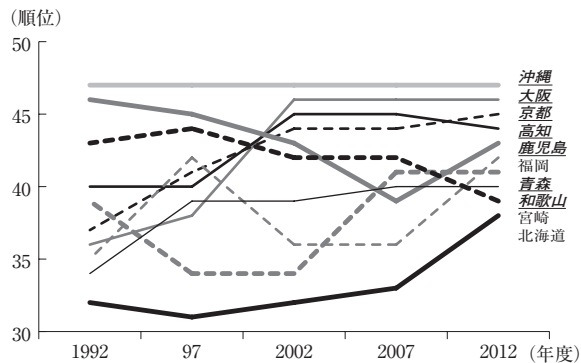


(資料) 図表1に同じ

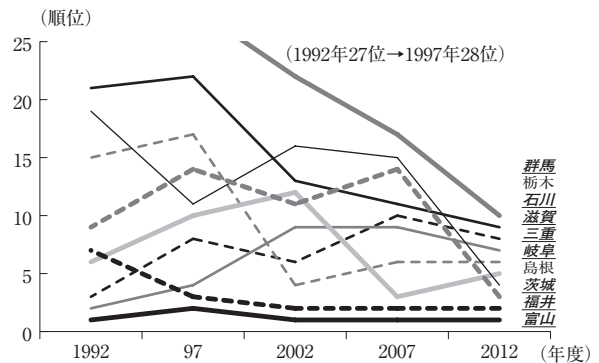
こうした地域の固定化は、「全体の貧困率」のみならず、「年金・恩給受給世帯の貧困率」、「ワーキングプア率」、「子供の貧困率」でもみられる。例えば、「ワーキングプア率」をみると、沖縄県をはじめ、高知県、鹿児島県などが、いずれの時点でも上位10位以内に入っている(図表8)。同様に、下位10位についても、富山県、福井県、滋賀県、石川県など、ランクインする顔ぶれは、ほぼ同一である。

(図表8) ワーキングプア率の順位の推移

① ワーキングプア率が高い10道府県(2012年)の過去の順位の推移



② ワーキングプア率が低い10県(2012年)の過去の順位の推移



(資料) 図表1に同じ

(注) 太字斜体下線は貧困率でも上位10位、あるいは下位10位以内の府県。

(注5) 厚生労働省の「国民生活基礎調査」によれば、公的年金・恩給が総所得の60%以上を占める高齢者世帯は、2014年度では、公的年金・恩給の受給なしを含む高齢者世帯全体の76.6%であった。高齢者世帯とは、世帯主が65歳以上の高齢者のみ世帯(単身世帯および高齢者+18歳未満の子供がいる世帯を含む)を指す。なお、高齢者世帯のうち「年金・恩給受給世帯」に含まれるのは4分の3であり、残りの4分の1は「勤労世帯」と「その他収入の世帯」に含まれる。

(注6) 子供の貧困率: 18歳未満の未子がいる世帯のうち、世帯収入が最低生活費以下の世帯の割合(戸室氏の定義による)。

(注7) 図示していないものの、年金・恩給受給世帯の貧困率と子供の貧困率の相関係数は、0.85であった。

(注8) 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路と親の年取の関連についての調査(2009年7月)」

(注9) 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合調査(2014年度)」

(注10) 国民年金、厚生年金、共済年金のいずれかに加入していた月数(保険料の免除期間含む)が、合計で300カ月以上。

(注11) 2016年4月からの金額。

(注12) 徳島県の947,929円(戸室健作「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討(2016年3月)」P.37)。なお、最低生活費に関しては、注2を参照のこと。

3. ワーキングプアの地域差の要因分析

ここでは、貧困の連鎖・固定化の起点であるワーキングプアに焦点を絞り、地理的な偏在・固定化の要因を検証する。まず、「ワーキングプア率」を押し上げる要因を明らかにするため、ステップワイズ変数選択（注13）による重回帰分析を行い、次いで、「ワーキングプア率」の高い道府県に共通する特徴を抽出するため、因子分析を行った。

(1) ステップワイズ変数選択による重回帰分析

重回帰分析は、「ワーキングプア率」が極端に高い沖縄県を除いた46都道府県を対象に、「ワーキングプア率」を被説明変数とし、有意水準5%のもと、実施した。説明変数には、経済状況、労働環境といった収入に直接的な影響を及ぼす項目ばかりでなく、生活・社会環境の影響を確認するため、世帯や教育などに関する項目も用いた（図表9）。

（図表9）重回帰分析で用いた変数

被説明変数	ワーキングプア率
説明変数	経済状況：県内総生産平均成長率（2007～2012年）、第2次産業就業者比率、労働生産性（全産業） 労働環境：最低賃金水準（注1）、失業率、有効求人倍率（年平均、注2）、大卒無業者率（注3）、世帯の有業者率（注4） 職業別労働需給ミスマッチ指標（注5）、非正規労働者比率（非正規労働者数÷役員を除いた雇用者数） 世帯：3世代世帯の割合、母子世帯の割合、子ども（注6）のいる世帯の割合 所得：ジニ係数 その他：高等教育機関（注7）卒業生割合、重度要介護者の割合（注8）

（資料）戸室健作「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討（2016年）」総務省統計局「就業構造基本調査（2012年）」、「労働力調査（2015年）」、「全国消費実態調査（2014年）」、「国勢調査（2010年、2015年）」、「経済センサス（2011年）」、「人口推計（2014）」、総務省統計局Webサイト「都道府県のすがた（<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001068040&cycode=0>）」厚生労働省「国民生活基礎調査（2014年）」、「介護保険事業状況報告（2016年）」内閣府「県民経済計算」

（注1）最低賃金水準＝最低賃金（年額換算）÷最低生活費（世帯人員2人）
最低賃金（年額）＝最低賃金（時給）×8時間×20日（月平均労働日数）×12カ月

（注2）有効求人倍率＝求人数÷求職者数

（注3）大学新卒者に占める無業者。

（注4）世帯の有業者率＝世帯当たりの平均有業者人数÷平均世帯人員数

（注5）求人数全体に占める職業別の求人割合と求職者全体に占める同区分別の求職者割合の差の絶対値の合計を2で除した値。

（注6）18歳未満の未婚者。

（注7）短大、専修学校、高等専門学校、大学、大学院の卒業生。

（注8）高齢者（65歳以上）人口に占める要介護4以上の高齢者の割合。

説明変数に用いたデータには、「就業構造基本調査」をはじめ、「全国消費実態調査」、「国民生活基礎調査」、「県民経済計算」、「賃金構造統計調査」、「国勢調査」等の政府統計データに加え、最低生活費対比最低賃金水準（注14）（以降、「最低賃金水準」と記す）、労働力需給ミスマッチ指標（注15）といった、政府統計を基に新たに算出したデータも含まれる。なお、多重共線性のおそれがある項目については、説明変数の対象から除外した。

分析の結果、下記の通り、就労および扶養に関する変数が「ワーキングプア率」の高低に関連している可能性が確認できた（図表10、図表11）。

標準化偏回帰係数がプラス（ワーキングプア率を押し上げ）となった変数は、高齢者に占める要介護（注16）4以上の要介護者（以降、「重度要介護者」と記す）の割合、失業率、母子世帯の割合、非正規雇用者の割合であった。なかでも、「重度要介護者」の割合と失業率は、他の変数に比べて標準化偏回

(図表10) 重回帰分析の結果

回帰統計

重相関係数	0.938
決定係数(重相関係数の二乗)	0.880
自由度調整済み重相関係数の二乗	0.858

分散分析表

要因	平方和	自由度	平均平方	F値	p値
回帰	215.103	7	30.729	39.731	0.000
残差	29.390	38	0.773	-	-
全体	244.493	45	-	-	-

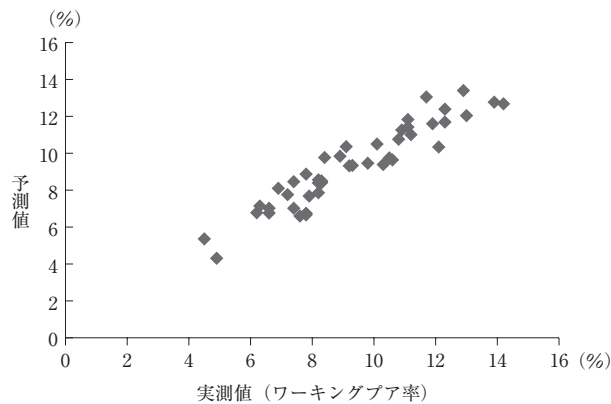
重回帰式

説明変数	偏回帰係数	標準化偏回帰係数	t値	p値	標準誤差
失業率	1.474	0.411	5.166	0.000	0.285
重度要介護者の割合	1.516	0.357	5.065	0.000	0.299
非正規雇用者割合	0.184	0.174	2.144	0.038	0.086
母子世帯割合	0.924	0.146	2.139	0.039	0.432
3世代世帯割合	-0.149	-0.266	3.197	0.003	0.046
最低賃金水準	-0.149	-0.252	3.537	0.001	0.042
労働生産性(全産業)	-0.394	-0.169	2.355	0.024	0.167
定数項	2.296		0.469	0.641	4.891

(資料) 日本総合研究所作成

(注) ステップワイス変数選択法(有意水準=5%)

(図表11) 重回帰式による予測値と実測値(ワーキングプア率)の散布図



(資料) 日本総合研究所作成

偏係数が大きく、「ワーキングプア率」との強い関連が窺える。これらのことから、介護・子育てといった被扶養者を抱える世帯、とりわけ非正規労働者の収入のみに依存している世帯では、家計を支えることが難しく、ワーキングプアに陥りやすいと推測される。

これに対して、労働生産性、「最低賃金水準」、3世代世帯割合の標準化偏回帰係数の符号は、マイナスを示した。これは、労働生産性が高い地域では「最低賃金水準」も高くなる傾向がみられるうえ、3世代世帯では、親世代の年金収入が期待できるほか、介護や子育ての分担が可能なため、主に主婦の就労機会が拡大するといった状況が考えられる。こうした条件の整った県では、世帯全体の収入が相対的に高く、貧困に陥る世帯の割合が押し下げられると推測される。

図表12は、「ワーキングプア率」の高い3府県、低い3県について、上記変数の状況を示したグラフである（注17）。各項目とも、外側に向かうほど、「ワーキングプア率」の押し上げ要因となることを意味する。

まず、図表12の左図に示した「ワーキングプア率」の高い3府県では、グラフが平均線より外側に張り出し、いずれの項目も押し上げに作用していることがみてとれる。

もっとも、どの項目がより押し上げに作用しているかは、各府県によって異なる。大阪府は、全項目とも平均を上回り、なかでも失業率と母子世帯の割合のポイントが極めて高い。また、労働生産性は平均に比べポイントが低い（＝生産性が高い）ものの、「最低賃金水準」はポイントが高く（＝賃金が安い）、労働生産性が賃金に反映されていない様子が窺われる。総合的にみると、就労、扶養双方ともに、ワーキングプアが生じやすい環境にあるといえよう。

京都府は、「重度要介護者」の割合と「最低賃金水準」のポイントが高いことを踏まえると、扶養に関しては介護、就労に関しては賃金水準が、「ワーキングプア率」の押し上げに作用しているとみられる。ちなみに、京都府の最低賃金の水準は、全国で最も低い。

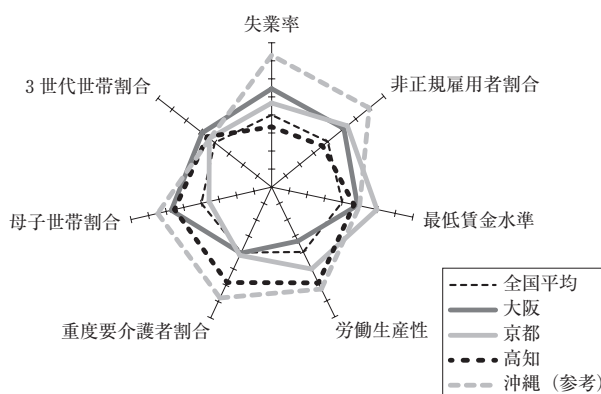
高知県は、失業率や非正規雇用者の割合のポイントは低いものの、「最低賃金水準」や労働生産性のほか、母子世帯と「重度要介護者」の割合のポイントは高い。大阪府と同様に、就労、扶養ともに、ワーキングプアが生じやすい環境にある。

参考までに、「ワーキングプア率」が全国で最も高い沖縄県では、全項目とも平均を上回り、「最低賃金水準」と3世代世帯の割合を除いた他の項目のポイントが著しく高く、就労、扶養双方で、「ワーキングプア世帯」を生じやすい環境にある。

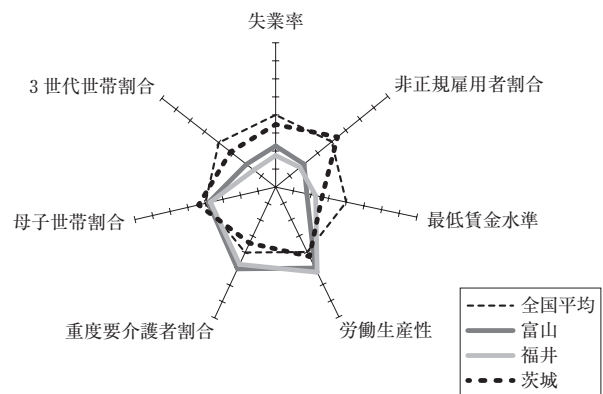
一方、図表12の右図に示した低率の3県をみると、各項目とも、総じて、「ワーキングプア率」の押し上げ圧力が弱い。「ワーキングプア率」の最も低い富山県では、重度要介護者の割合や労働生産性のポイントが他の項目に比べ高い一方、失業率、「最低賃金水準」、3世代世帯の割合のポイントは低い（＝3世代世帯が多い）。介護の押し上げ圧力を、所得環境の良さと世帯内での人手の多さでカバーして

（図表12）因果関係が確認できた項目の標準化指数の群別の比較

①ワーキングプア率が高い3府県



②ワーキングプア率が低い3県



（資料）日本総合研究所作成

（注）沖縄県は、ワーキングプア率が最も高いものの、重回帰分析の対象外であるため、参考とした。

いると考えられる。福井県についても、同様の特徴がみられる。茨城県では、非正規雇用者の割合と3世代世帯の割合のポイントが他の項目に比べ高いものの、全体的に平均線の内側にまとまっている。

こうしてみると、「ワーキングプア世帯」が生じやすい状況であっても、それを緩和できる環境が整っている地域では「ワーキングプア率」が低い傾向にある一方、就労や扶養の環境が悪い、もしくはそうなりやすい状況を緩和できない地域で、「ワーキングプア率」が高くなる傾向にある。

ところで、今回の重回帰分析では、県内総生産の成長率や第2次産業者の割合など、雇用や収入の基盤となる地域の経済状況を示す変数のうち一部は、「ワーキングプア率」との間に有意な関連性を確認できなかった。これは、成長率などがワーキングプア率の地域差を生じる要因として明確な関与がみられないことを示唆しているに過ぎず、地域経済の伸び悩みや先行き不透明感がワーキングプア増加の背景にあるとの一般的な指摘を否定するものではない。地域それぞれが成長し、わが国全体の経済を押し上げる視点は依然として重要である。

(2) 因子分析

因子分析は、全都道府県を対象とし、図表13の変数を用いて、有意水準5%で実施した。変数には、経済状況、労働環境、人口動態、世帯、資産、教育など生活・社会環境に関するデータ項目も使い、一部は重回帰分析の説明変数と重複している。

(図表13) 因子分析で用いた変数

経済状況：県内総生産平均成長率（2007～2012年）、一人あたり県民所得、労働生産性（全産業）
 労働環境：最低賃金水準、有効求人倍率（年平均）、世帯の有業者率、非正規労働者比率
 人口動態：人口増減率（2001→2012年）、高齢化率、年少（15歳未満）人口割合
 世帯：3世代世帯の割合、母子世帯の割合、子どものいる世帯の割合
 所得：ジニ係数

(資料) 図表10と同じ

分析の結果、都道府県を特徴づける因子として、図表14に示した四つが導き出された。

第1因子は、「生産活動」を示す（注18）。同因子得点が高くなるに従い、生産活動が活発なことを意味する。労働力が集中し、労働生産性が高く、一人当たりの県民所得が高い地域ほど、生産活動が活発といえる。

第2因子は、地域の人口動態を示す。因子得点が高いほど、その地域で高齢化、人口減少が進展していることを意味することから、以降、同因子を「高齢化・人口減」因子と記す。

第3因子は、世帯の「収入環境」である。賃金水準や収入源の状況を示す。同因子得点がプラスであれば世帯の収入環境が良好な地域、マイナスであれば収入環境が良好とはいえないことを意味する。

第4因子は、「雇用機会」である。ただし、非正規雇用者の割合が高い、あるいは有効求人倍率が低いほど、点数が高くなることから、同因子は雇用機会の悪化の程度を示す。

なお、これら四つの因子によって説明できる都道府県の性質は、全体の66%程度に過ぎないため、解釈に当たっては、その点に留意する必要がある。

因子分析によって得られた都道府県の特性が「ワーキングプア率」に与える影響を明らかにするため、

(図表14) 因子分析の結果

二乗和 (回転前)

因子No.	二乗和	寄与率	累積
1	3.38	24.13%	24.13%
2	3.51	25.08%	49.21%
3	1.75	12.53%	61.74%
4	0.69	4.95%	66.70%

因子負荷量

	第1因子 生産活動	第2因子 高齢人口減	第3因子 世帯の収入環境	第4因子 雇用機会
一人当たり県民所得	1.017	0.098	0.199	-0.031
労働生産性 (全産業)	0.935	0.033	-0.128	-0.115
高齢化率	-0.374	0.801	-0.002	-0.047
子供のいる世帯割合	-0.054	-0.591	0.076	0.434
人口増減率	0.549	-0.606	-0.155	-0.040
年少人口割合 (15歳未満)	-0.308	-0.920	0.135	-0.015
最低賃金水準 (最低賃金年額÷最低生活費 (2人))	0.068	0.070	1.023	0.251
世帯当たり有業者割合	0.116	-0.086	0.663	-0.178
3世代世帯割合	-0.296	-0.257	0.515	-0.459
非正規雇用者割合	-0.047	-0.185	-0.044	0.792
有効求人倍率 (=求人数÷求職者)	0.380	-0.031	0.024	-0.584
県内総生産平均成長率 (2007→2012)	-0.081	-0.008	0.088	0.395
母子世帯割合	-0.432	-0.186	-0.375	0.132
ジニ係数	-0.189	-0.408	-0.145	-0.259

(資料) 日本総合研究所作成

(注) 濃いグレー部分は、因子負荷量が |0.5| (絶対値0.5) 以上。

各因子と「ワーキングプア率」の相関関係をみた。因子ごとに、各都道府県の因子得点と「ワーキングプア率」をプロットしたところ、次のような結果が得られた (図表15)。

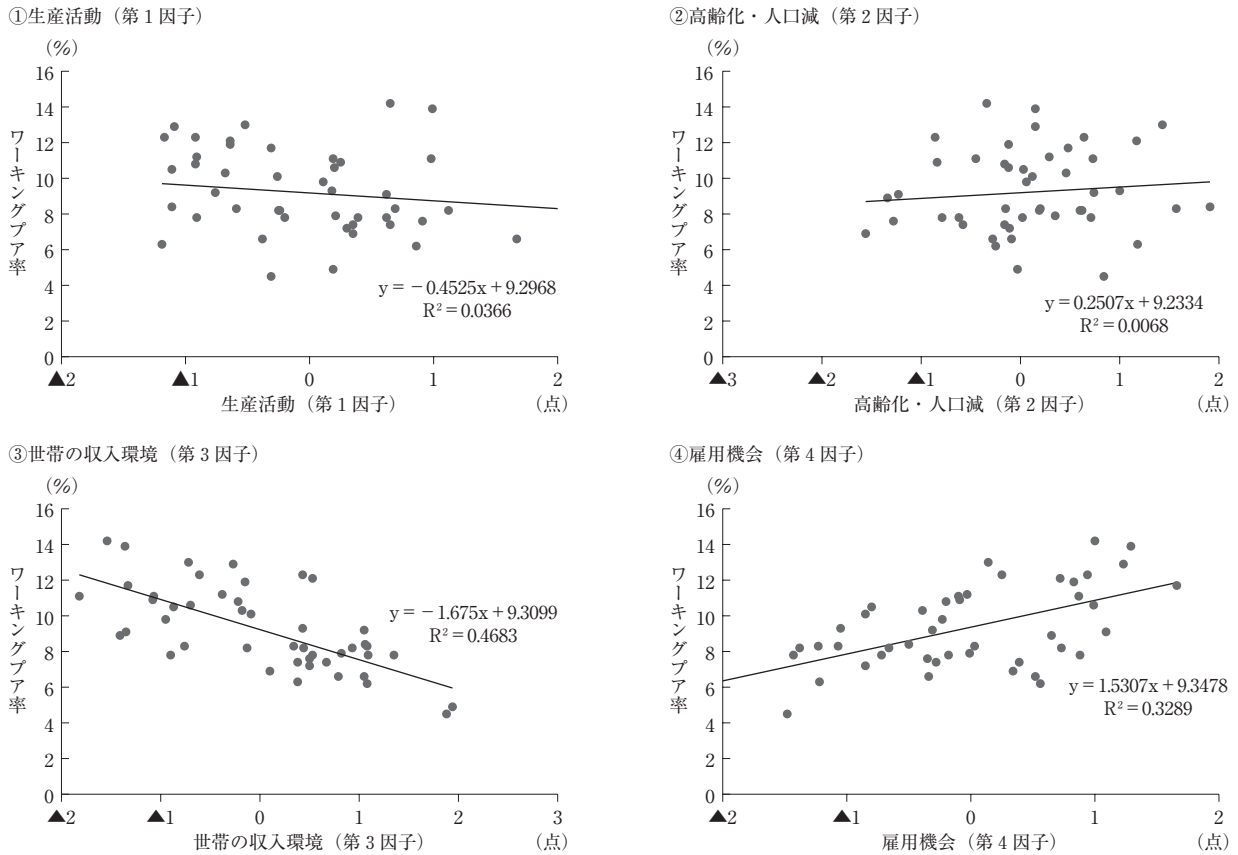
第1因子である「生産活動」と第2因子である「高齢化・人口減」については、それぞれ、座標点のバラツキが多いうえに、法則性が認められず、「ワーキングプア率」に対する影響は認められなかった。「ワーキングプア率」との明確な関係が確認できたのは、第3因子の「収入環境」と第4因子の「雇用機会」である。

第3因子の「収入環境」に関しては、「ワーキングプア率」に対して負の相関、すなわち、因子得点が高くなるに従い「ワーキングプア率」が低くなる傾向が示された。賃金水準が高く、世帯当たりの有業者が多い地域では、必然的に世帯収入が多くなるためである。加えて、3世代世帯の多寡が関連する背景には、賃金のほかに親世代の年金が期待できるうえに、核家族世帯では特定の人員に集中しがちな介護や子育ての負担を他の構成員で分担し得ることから、介護・育児期間であっても勤務を続け、一定の収入の確保が可能となることがあると考えられる。

これに対して、雇用機会の悪化を示す第4因子は、「ワーキングプア率」に対して正の相関、すなわち、点数に比例し「ワーキングプア率」が高くなる傾向を示した。また、子育て世帯や3世代世帯の割合の因子負荷量が比較的高い背景には、核家族で子どもを抱える世帯では、主に母親が子育てに専念し、それまでの仕事を退職や休職、あるいはフルタイムで働くことが難しい状況が生じていることもあるとみられる。

さらに、「高ワーキングプア率群 (率の高い10道府県)」と「低ワーキングプア率群 (率の低い10県)」に分けて、第3因子および第4因子の点数を比べると、次のような違いが認められた (図表16)。「高ワ

(図表15) 各因子とワーキングプア率の相関関係



(資料) 日本総合研究所作成

(図表16) ワーキングプア率の高低別にみた各因子の得点状況

①ワーキングプア率の高い10道府県				②ワーキングプア率の低い10県			
	ワーキング プア率	第3因子 収入環境	第4因子 雇用機会 (悪化度)		ワーキング プア率	第3因子 収入環境	第4因子 雇用機会 (悪化度)
沖 縄	25.9	▲1.5	2.7	富 山	4.5	1.9	▲1.5
大 阪	14.2	▲1.5	1.0	福 井	4.9	1.9	▲2.1
京 都	13.9	▲1.4	1.3	茨 城	6.2	1.1	0.6
高 知	13.0	▲0.7	0.1	島 根	6.3	0.4	▲1.2
鹿児島	12.9	▲0.3	1.2	三 重	6.6	0.8	▲0.3
青 森	12.3	0.4	0.3	岐 阜	6.6	1.1	0.5
福 岡	12.3	▲0.6	0.9	滋 賀	6.9	0.1	0.3
和歌山	12.1	0.5	0.7	石 川	7.2	0.5	▲0.9
宮 崎	11.9	▲0.1	0.8	栃 木	7.4	0.7	▲0.3
北海道	11.7	▲1.3	1.7	群 馬	7.4	0.4	0.4

(資料) 日本総合研究所作成

「ワーキングプア率群」をみると、全道府県で雇用機会が悪化しているうえに、青森県と和歌山県を除き、収入環境もよくない状態にあり、「ワーキングプア率」が押し上げられていると思われる。一方、「低ワーキングプア率群」をみると、収入環境については、いずれの県も良好な状況にあるのに対し、雇用機会については、茨城県、岐阜県、滋賀県、群馬県といった大都市圏近郊で悪化しているものの、地方圏

では比較的良好である。

(注13) ステップワイズ変数選択とは、多くの変数のなかから、予測に適した変数のみを選択し重回帰式を作成する方法。

(注14) 最低生活費（年額）を基準にした最低賃金（年額）の水準を表した値。最低生活費については、（注1）を参照のこと。本稿では、世帯人員が二人の最低生活費を用いた。また、最低賃金は時給で設定されているため、月の平均労働時間数を基に年額に換算した。

最低賃金水準 = (最低賃金(時給) × 月平均労働時間 × 12) ÷ 世帯人員二人の最低生活費

(注15) 求人数全体に占める区分別（本稿では職業別）の求人割合と求職者全体に占める同区分別の求職者割合の差の絶対値の合計を2で除した値（独立行政法人労働政策研究・研修機構）。

労働力需給ミスマッチ指標 = $\sum |U_i/U - V_i/V| \div 2$

U_i：区分iの求職者数

U：求職者総数

V_i：区分iの求人数

V：求人総数

(注16) 介護サービスの必要度を示す。最も軽度の要支援1から最も重度の要介護5までの6段階。

(注17) 各データを標準化したうえで、「ワーキングプア率」を押し下げる項目である「最低賃金水準」、労働生産性、3世代世帯の割合については、符号を逆転させ、指数が「ワーキングプア率」を押し上げるように調整した。

(注18) 因子負荷量の絶対値が0.5以上の変数がある因子の特性を示すとされることから、各因子はそれに基づきネーミングした。

4. ワーキングプアの低減に向けた課題

以下では、これまでの分析結果で明らかになった「高ワーキングプア率群」の特徴を踏まえ、ワーキングプア低減に向けた課題と求められる取り組みについて考察する。

(1) 地域差の要因

重回帰分析および因子分析の結果から、「高ワーキングプア率群」には、雇用環境および世帯環境に関して、下記のような特徴がみられた。

A. 雇用環境

雇用環境の特徴としては、次の2点が挙げられる。

第1は、「最低賃金水準」が低い点である。そもそも、全国的に最低賃金は最低生活費（注19）を下回っており、2015年度時点で、最も高い富山県でも最低生活費の89.5%に過ぎない。その収入で家計を賄うことは容易でない。なかでも、「ワーキングプア率」上位3府県の「最低賃金水準」をみると、沖縄県が77%、大阪府が77.4%、京都府が73.1%と、とりわけ低くなっている。

第2は、雇用者に占める非正規雇用者の割合が高い点である。2012年度での非正規雇用者の割合の平均値は、「高ワーキングプア率群」では38.0%と、「低ワーキングプア率群」に比べ3ポイント以上高かった。ちなみに、非正規雇用者の割合が高い沖縄県（43%）、北海道（40.2%）、京都府（39.2%）など、上位5道府県すべてが「高ワーキングプア率群」に属している。

B. 世帯環境

世帯環境に関しては、家族による介護力や子育て力が脆弱な点が挙げられる。

そこで、地域全体の家族介護力と子育て力を比較するため、重回帰分析で関連性が確認できたa. 地

域の高齢者に占める要介護度4以上の高齢者の割合、b. 子育て負担が相対的に大きい母子世帯の割合、およびこうした介護・子育て負担の軽減に作用するとみられるc. 3世代世帯の割合を用いて、都道府県ごとに介護や子育てに係る負担の大きさを示す指数（扶養負担指数、補論にて詳述）を新たに作成した。指数が高いほど、扶養負担が大きいことを表す。図表17は、その指数と「ワーキングプア率」との関係を表したグラフである。扶養負担指数が高い地域ほど、「ワーキングプア率」が高く、「高ワーキングプア率群」における扶養負担が大きいことが確認できる。

同群では、世帯当たりの有業者の割合が、他の都県に比べ低いほか、上述の通り、非正規雇用者の割合が高い。これは、雇用環境の悪化ばかりでなく、扶養負担が大きいために就労へのアクセスが制限されていることも一因とみられる。

そもそも、家族の介護力や子育て力の弱体化をもたらした要因は、核家族化と少子高齢化の進展と考えられる。これにより、世帯の少人数化が進み、家族で介護や子育てを分担することができる世帯が減少したといえる。

(2) ワーキングプア対策のポイント

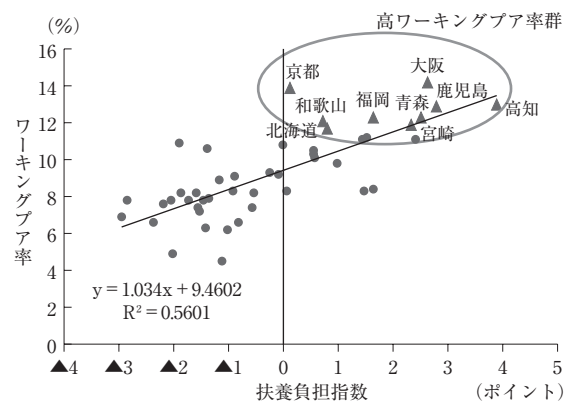
ワーキングプアの低減に当たっては、上述したような労働者を取り巻く環境の改善を図る必要がある。そのためには、環境の悪化をもたらす根本的な要因、すなわち、地域の産業基盤や世帯構造にメスを入れる必要がある。高付加価値産業や成長産業への転換といった産業構造改革、新規産業の創出や労働市場の流動性向上などにより地域産業を活性化させるとともに、核家族化や少子高齢化の進展に歯止めをかけることなどである。もっとも、こうした対策は、中長期的観点から進められるべきであり、一朝一夕に成果が得られるものではない。また、世帯構造については、政策的に対応することは困難である。

しかしながら、抜本的な対策の成果を待っている間は、ワーキングプアの増加に歯止めがかからず、むしろ、最も重要な資源である人材を活かしきれないという、わが国経済社会の基盤を蝕む事態が招来されかねない。こうしたことを踏まえると、中長期的視点に立脚した地域経済の活性化といった抜本的な対策とともに、雇用や介護・子育てを取り巻く環境の整備など、問題が顕在化している分野の改善に向けた取り組みをあわせて進めていくことが求められよう。その対応策として、考えられるメニューは、下記の通りである。

A. 雇用環境の改善

雇用環境の改善策としては、次の4点を挙げるができる。

(図表17) 扶養負担指数とワーキングプア率の相関関係



(資料) 日本総合研究所作成

(注) 囲み内の▲は「高ワーキングプア率群」の道府県。ただし、沖縄県はワーキングプア率が外れ値のため、除外した。

a. 最低賃金の見直し

最低生活費に見合った額への引き上げ。例えば、「最低賃金水準」が最も低い京都府の場合、本稿が基準とする世帯人員二人の世帯の最低生活費（注20）と比べると、現在の時給（注21）当たり約250円の不足。これだけの差異を短期間で埋めることは現実的ではないが、より生活実態に即した賃金にするために、最低生活費を設定する厚生労働省と最低賃金を設定する各都道府県（注22）の連携強化、もしくは基準額の設定・所管部署の一本化など、基準額の設定体制を見直すことも必要。

b. 職業訓練の拡充

非正規労働者や介護・子育てを理由に職を離れた労働者を対象に、労働市場でのニーズに応じた知識・スキルの修得機会を提供。正規雇用化や職場復帰の支援をあわせて行うことが重要。

c. 勤務形態の多様化

裁量労働（注23）や在宅勤務といった勤務時間および勤務地の制約が少ない勤務形態や、地域限定社員の導入。

d. 正規雇用の拡大

正規従業員としての採用枠の拡大、ならびに非正規雇用者の正規雇用への転換（正規雇用化）の促進。

B. 介護・子育て環境の改善

就労の制約となる介護・子育て環境の改善策は、次の3点である。

a. サービス提供拠点の見直し

特別養護老人福祉施設や介護老人保健施設といった介護施設や高齢者施設、ならびに保育園や学童施設の定員の増減や拠点の統合・改廃等。人口動態によって、必要とされるサービスの量や質が変化することが予想されることから、地域の実態に即して、柔軟に対応することが重要。そのためには、介護老人福祉施設（特養：特別養護老人ホーム）の参入規制やミニ保育所（小規模保育、注24）の利用年齢制限などの緩和、施設の設備要件の緩和といった関連法制度の見直しが必要。

b. 複合的なサービスの24時間・365日提供

24時間・365日年中無休で、専門的な介護や子育て支援を組み合わせたり、それらと家事支援をワンストップで提供したりする体制（注25）の構築の推進。行政や専門事業者ばかりでなく、ボランティアや地域住民など多様な主体によって構成されることが望ましい。地域包括ケアシステム（注26）に子育て支援を加えることも、方策の一つ。

c. 先端技術の積極的な活用

介護・子育て支援サービスでのICT（情報通信技術）やAI（人工知能）といった先端技術の積極的な活用。具体的には、要介護者や乳幼児・児童および保護者に関する情報データのクラウド化や人感センサーによる異常検知など。

(3) 地域別にみた対策の方向性

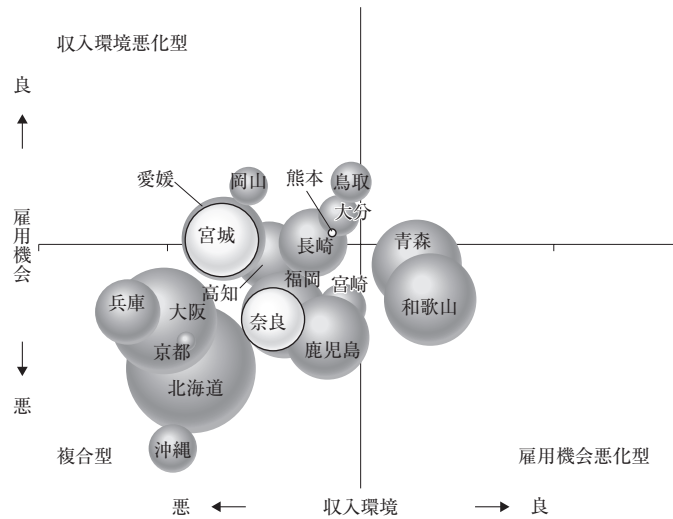
前項では、ワーキングプア問題の解決に向けた課題と対策のポイントをみてきたが、ワーキングプア対策を講じるに当たっては、いくつかの課題を取り纏め、総合的に取り組むことが重要である。ワーキ

ングプアは、前述した課題が相互に関係することで、事態が複雑化しているためである。

もっとも、どの課題がより「ワーキングプア率」を押し上げているか、それぞれの課題がどのように影響し合っているかは、地域によって様々である。このため、「ワーキングプア率」が高いからといって、他県と同じ対策をとっても、効果が保証されるとは限らない。ワーキングプア対策の実効性を高めるには、地域の実態に応じて、必要な対策を組み合わせ、重点項目をカスタマイズする必要がある。

そこで、ワーキングプア率が10%以上の19道府県について、これまでの分析・検証結果等を踏まえて分類した。その結果、雇用機会、収入環境および扶養負担の状況（図表18）から、5パターンに大別できる。それぞれの特徴と求められる対策の方向性は、下記の通りである（図表19）。

（図表18）ワーキングプア率10%以上の19道府県の種類



（資料）日本総合研究所作成
 （注1）バブルの大きさは、扶養負担の大小を示す。
 （注2）バブル白抜きは、扶養負担指数がマイナス（低扶養負担）を示す。

（図表19）パターン別のワーキングプア対策の概要

パターン1 (雇用機会悪化・高扶養負担)	パターン2 (収入環境悪化・低扶養負担)	パターン3 (収入環境悪化・高扶養負担)	パターン4 (複合・低扶養負担)	パターン5 (複合・高扶養負担)
青森、和歌山	宮城、熊本	鳥取、岡山、愛媛、長崎、大分	奈良	北海道、京都、大阪、兵庫、高知、福岡、宮崎、鹿児島、沖縄
・雇用機会の拡大 ・介護環境の整備	・賃金水準の引き上げ	・賃金水準の引き上げ ・雇用形態の多様化 ・介護環境の整備 ・子育て支援の拡充	・雇用機会の拡大（正規雇用化含む） ・賃金水準の引き上げ	・雇用機会の拡大（正規雇用化含む） ・賃金水準の引き上げ ・介護環境の整備 ・子育て支援の拡充

（資料）日本総合研究所作成

A. 雇用機会悪化・高扶養負担型

パターン1は、収入環境は決して悪くはないものの、雇用機会が縮小し、かつ扶養負担が大きい、「雇用機会悪化・高扶養負担型」の地域である。青森県と和歌山県が該当する。

これらの県では、雇用の拡大を柱にした労働市場の整備が必要である。加えて、これまでのところ、

扶養負担の大きさを世帯収入の大きさをカバーしているものの、高齢化や人口減少の進展が見込まれるなか、今後、介護負担が一層増大し、世帯収入を圧迫するおそれがある。それに備え、介護環境の整備を速やかに進めることが求められる。

B. 収入環境悪化・低扶養負担型

パターン2は、「収入環境悪化・低扶養負担型」で、扶養負担による影響が小さく、雇用機会の拡大よりも収入環境の改善に重点を置いた対応が必要な地域である。宮城県と熊本県が該当する。

これらの県では、「最低賃金水準」の引き上げが対策の柱となる。加えて、宮城県では、世帯当たりの収入源、すなわち有業者の人員の増加を促進することも求められよう。

C. 収入環境悪化・高扶養負担型

パターン3は、「収入環境悪化・高扶養負担型」で、雇用機会に比べ収入環境の改善に注力し対策を進めるとともに、扶養負担が大きいため、介護・子育て環境の改善が急がれる地域である。鳥取県、岡山県、愛媛県、長崎県、大分県が該当する。

一口に収入環境の改善といっても、県により軸となる対策が異なる。岡山県や鳥取県では「最低賃金水準」の引き上げ、長崎県と大分県では「最低賃金水準」よりも世帯における有業人員の増加、愛媛県では「最低賃金水準」と有業人員の割合の引き上げが求められる。介護・子育て環境については、介護を中心に整備を図るとともに、長崎県については、母子世帯の割合が相対的に高いことから、支援体制の整備に当たって、その視点を取り入れることが望まれる。

D. 複合・低扶養負担型

パターン4は、雇用機会が縮小し、かつ収入環境が悪いものの、扶養負担は小さい、いわゆる「複合・低扶養負担型」で、奈良県が該当する。

同県では、介護・子育て環境よりも雇用環境の整備に重点を置き、最低賃金の引き上げや正規雇用の拡大を図る必要がある。

E. 複合・高扶養負担型

パターン5は、「複合・高扶養負担型」で、雇用環境全体に改善が必要なうえに、扶養負担の軽減が求められる地域である。北海道、京都府、大阪府、兵庫県、高知県、福岡県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県が該当する。

雇用環境については、「最低賃金水準」の引き上げや正規雇用の拡大に重点を置いた対策が求められる。加えて、とりわけ地方圏では、地域産業の高付加価値化による地域経済活性化の視点が必要となる。介護・子育て環境については、介護のみならず子育て負担が大きいことから、介護サービスに加え、保育・子育て支援サービスを提供する体制の整備が急がれる。

なお、「ワーキングプア率」が極めて高い沖縄県では、前項で取り上げた対策メニューすべてについて、早急に対応することが必要となろう。

ここまで、ワーキングプア率の高い地域について、雇用環境や扶養負担の状況を踏まえ、パターンごとに対策の方向性をみてきた。もっとも、現時点でワーキングプア率の低い地域においても、今後の社会情勢の変化によっては、貧困が課題としてクローズアップされる可能性もある。地域の特性に適した対応策が求められる。

なお、各都道府県が対応を検討する際の参考として、重回帰分析の変数、因子分析の因子得点、および扶養負担の状況を補論に掲載したので、参照されたい。

(注19) (注14) を参照のこと。

(注20) (注14) を参照のこと。

(注21) 各都道府県の2016年度（2016年10月1日から適用）の最低賃金は、平均して前年度比25円上昇。

(注22) 国の中央最低賃金審議会が示す目安を基に、公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成される各都道府県の最低賃金審議会が検討。

(注23) 裁量労働制とは、業務の遂行方法が大幅に労働者の裁量に委ねられる一定の業務に携わる労働者について、労働時間の計算を実労働時間ではなく、みなし時間によって行うことを認める制度。専門的な職種の労働者について労使協定により、みなし時間制を実施する「専門業務型」と、経営の中核部門で企画・立案・調査・分析業務に従事する労働者に関し、労使委員会の決議によって実施する「企画業務型」の2種類がある。独立行政法人労働政策研究・研究機構Webサイト（http://www.jil.go.jp/rodoqa/01_jikan/01-Q06.html）より抜粋。

(注24) 0～3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の保育所。3歳以上が対象外となり、保護者は新たに保育所を探さなければならないことが問題視されている（「3歳の壁」）。

(注25) すでに、介護保険制度の夜間対応型訪問介護や定期巡回・臨時対応型訪問介護、およびひとり親家庭等日常生活支援など、いくつかは公的サービスとして導入されている。ただし、全国的に波及しているわけではない。

(注26) 地域包括ケアとは、高齢者が住み慣れた地域で最期まで日常生活を送ることができるように、市区町村が責任主体となって、地域の実情に応じ、医療、介護、介護予防、生活支援を切れ間なく包括的に提供すること。これを実現するための仕組みが地域包括ケアシステムでは、中学校区を1圏域とし、そこに居住する全高齢者に対し、医療機関、介護事業者、一般企業、高齢者本人を含む地域住民、NPO・ボランティア団体や自治会といった住民組織などの多様な主体の連携の下、介護保険で提供されるサービスや行政サービスといったフォーマルサービスのほか、それ以外のサービスが提供される。

ちなみに、厚生労働省は、2015年度から、高齢者のみならず、障害者や子供のいる世帯など、地域で支援を必要とするすべての住民の暮らしを支えるため、地域包括ケアを深化させた新たな支援の枠組みを検討している。

5. おわりに

これまでみてきた通り、ワーキングプアにみられる都道府県格差には、労働者の経済生活の基盤となる雇用環境や世帯環境が大きく関与している。ワーキングプア対策には、労働者が自立して生活できるように、就労機会の増大や賃金水準の見直しのほか、世帯が担ってきた介護・子育ての役割を代替するサポート体制の構築が必要となる。

もっとも、労働者を取り巻く環境の改善には、前述のような関連機関の連携や規制緩和など法制度の見直しといった行政の対応に加え、企業の取り組みが重要なカギとなる。正規雇用化や勤務形態の多様化は、質の高い人材の確保に繋がるうえ、賃金の引き上げとあわせて実施することで、労働者のインセンティブとなり、労働生産性の向上も招来される可能性が大きい。さらに、マクロ的視点で見れば、こうした取り組みにより世帯収入が増加することで、消費の拡大を通じて企業収益が増加する可能性もあり、企業にとってもメリットは小さくない。企業の積極的な対応を期待したい。

ワーキングプアの増大は、貧困の連鎖・固定化を通じて、将来にわたり、わが国の経済社会の屋台骨を揺るがしかねない問題といえる。わが国の持続的な発展に向けて、一億総活躍社会の実現が最重要課題となるなか、ワーキングプア問題を克服し、国民一人ひとりが能力や意欲を最大限に引き出すことが

できるよう、民間企業と行政が連携し、これら施策に迅速に取り組むことが求められる。

最後に、本稿が、各都道府県においてワーキングプア対策を検討する際の参考に資すれば幸いである。

(2016. 10. 18)

<補論>

1. 因子分析：因子間の相関関係

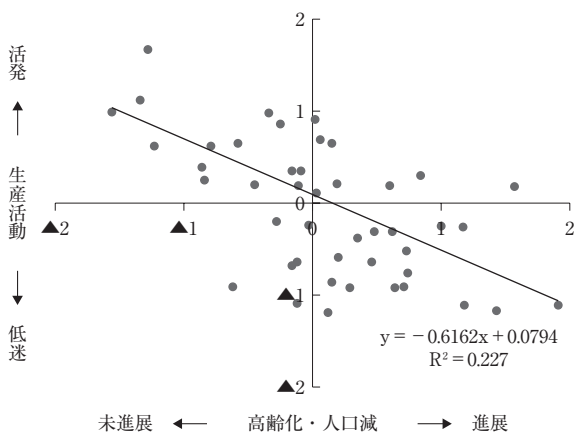
各因子の関係をみると、「生産活動（第1因子）」と「高齢化・人口減（第2因子）」、および「収入環境（第3因子）」と「雇用機会（第4因子）」との間に、それぞれ関連性があることが確認された（図表20）。

図表20の左図からは、高齢化や人口減少が進展している地域では、それらが生産活動の制約要因となっている公算が大きいことが窺われる。右図については、雇用機会が縮小する地域では、賃金の伸び悩みに加え、失業や非正規雇用の増加に伴い世帯収入が減少する可能性が大きいといえる。

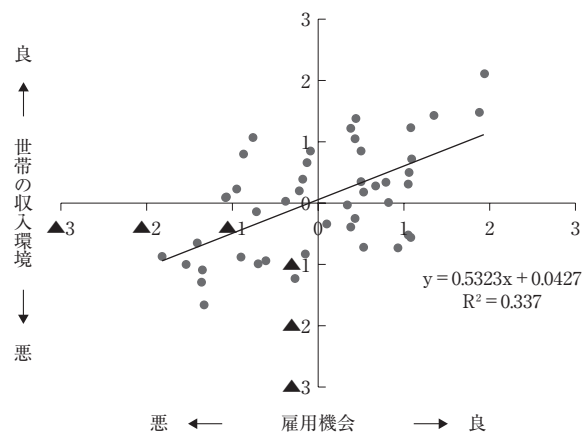
なお、今回の分析では、「生産活動」と「収入環境」および「雇用機会」、「高齢化・人口減」と「収入環境」および「雇用機会」については、明確な関連性は確認できなかった。

(図表20) 各因子の相関関係

①高齢化・人口減（第2因子）と生産活動（第1因子）



②雇用機会（第4因子）と収入環境（第3因子）



(資料) 日本総合研究所作成

2. 扶養負担指数

重回帰分析においてワーキングプア率との因果関係が確認できた変数のうち、a. 地域の高齢者に占める要介護4以上の高齢者の割合（重度要介護者割合：介護負担要因）、b. 子育て負担が相対的に大きい母子世帯の割合（育児負担要因）、c. 3世代世帯の割合（扶養負担の緩和要因）をそれぞれ標準化し、下記の計算式を用いて算出した。

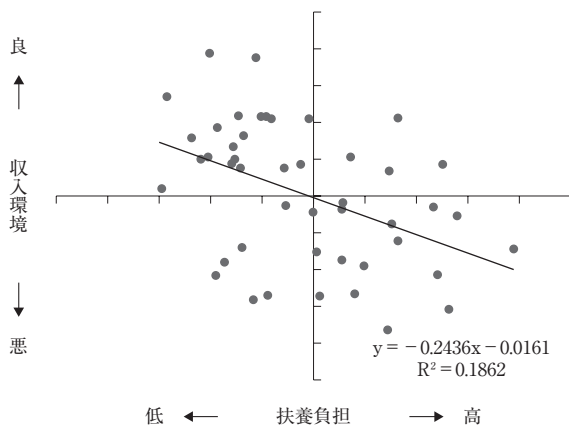
$$\text{扶養負担指数} = (\text{重度要介護者割合標準化指数} + \text{母子世帯割合標準化指数}) \\ - \text{3世代世帯割合標準化指数}$$

指数が高いほど、扶養負担が大きいことを示す。同指数とワーキングプア率と関連性のある世帯の「収入環境（第3因子）」および「雇用機会（第4因子）」との関係を見ると、次の通りとなった（図表21）。まず、「収入環境」に対してはマイナス（＝収入環境の悪化）に作用している。扶養負担が大きい、とりわけ、特定の人員に負担が集中することで、当該人員の就労機会が制約されることから、収入源が限定され、世帯所得が抑制される可能性が大きい。

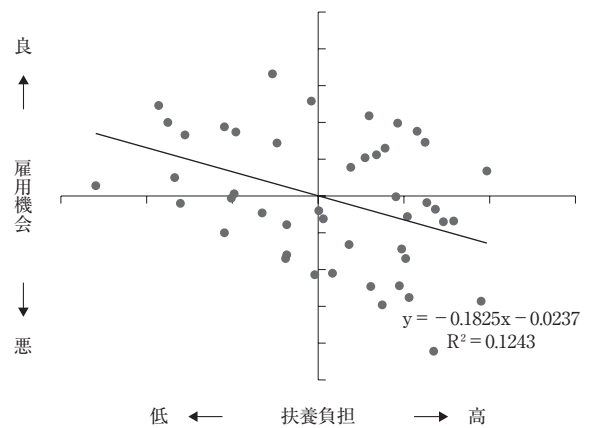
一方、「雇用機会」に対してはプラス（＝雇用機会の悪化）に作用している。扶養負担が大きいと、雇用機会そのものを逸する、あるいは勤務時間や勤務地の制約を受けることが少なくないため、非正規労働に従事せざるを得ないといった状況が窺われる。

（図表21）扶養負担指数と雇用環境関連の因子の相関関係

①扶養負担指数と収入環境



②扶養負担指数と雇用機会



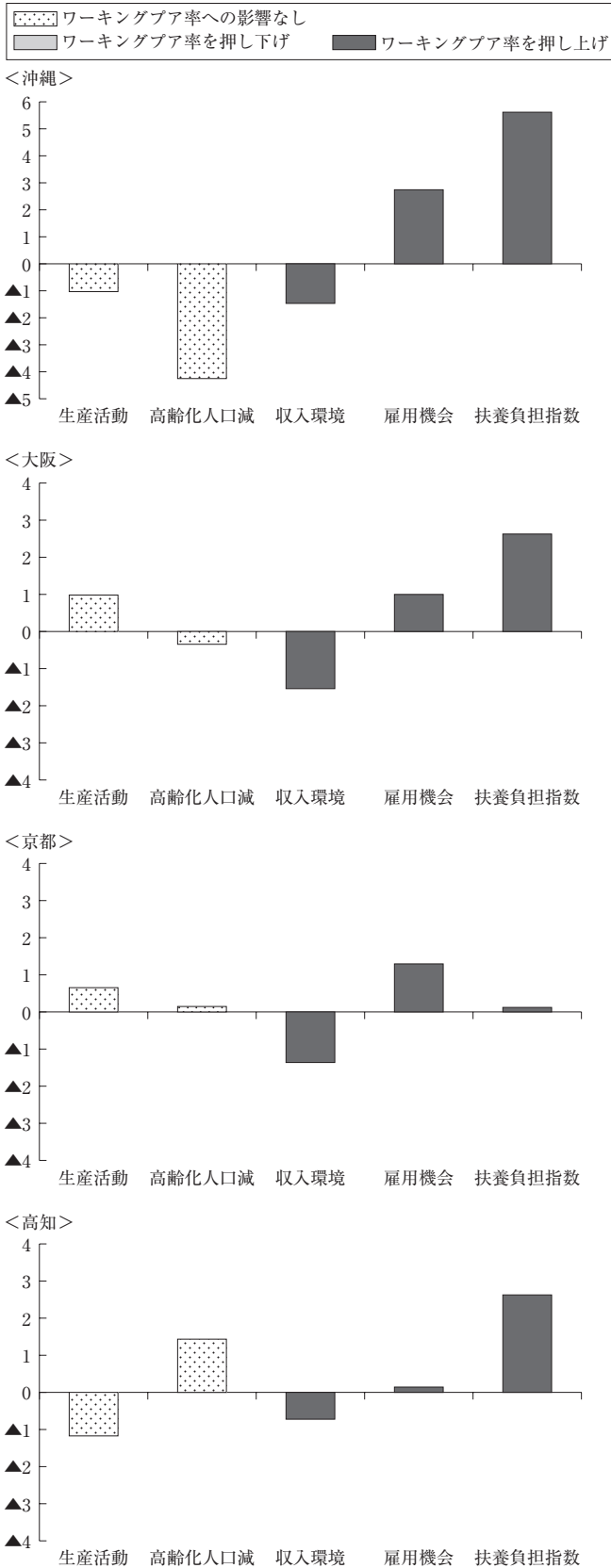
（資料）日本総合研究所作成

3. 都道府県別分析結果

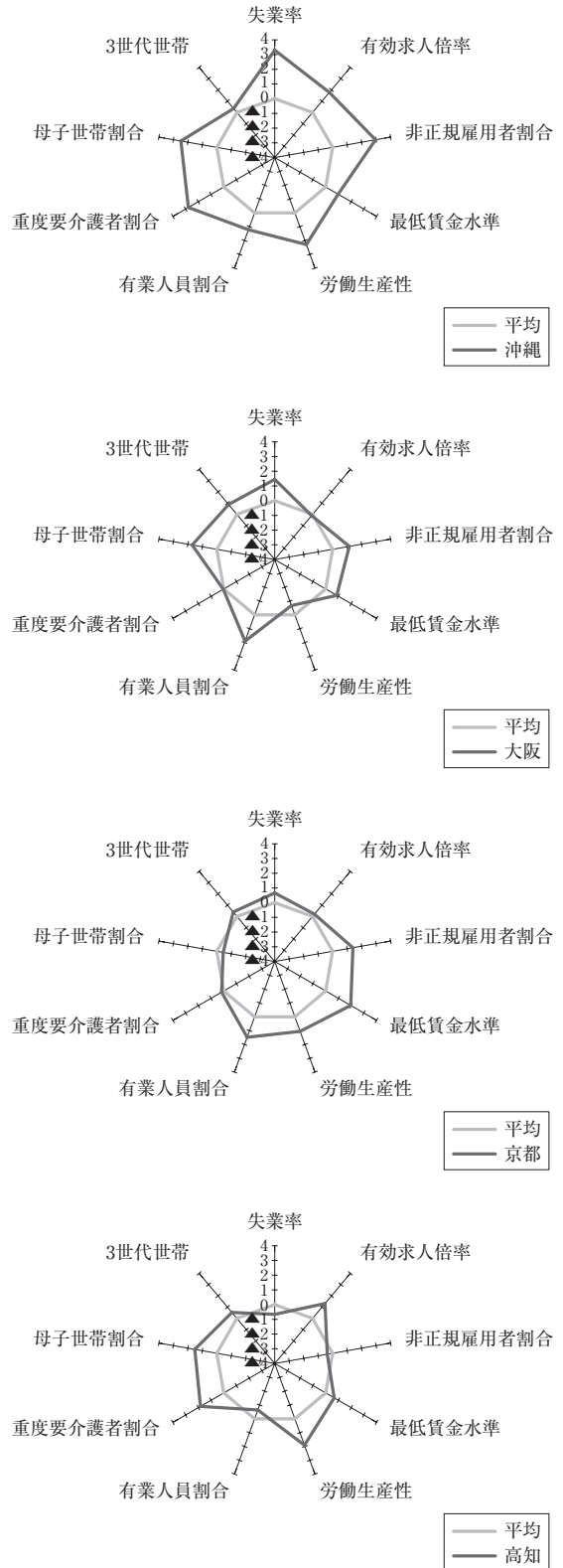
都道府県別の重回帰分析の各変数の標準化指数、および因子分析の因子得点は、次ページ以降の図表22の通りである（ワーキングプア率の高い順）。なお、指数、得点状況は、各都道府県の強い点、弱い点を表したもので、都道府県間の優劣を示すものではない。

(図表22) 都道府県別 因子点数と標準化指数

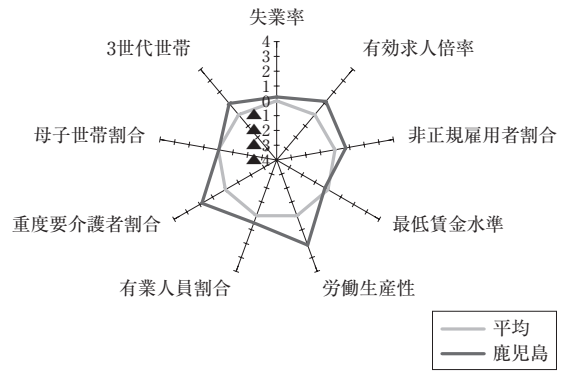
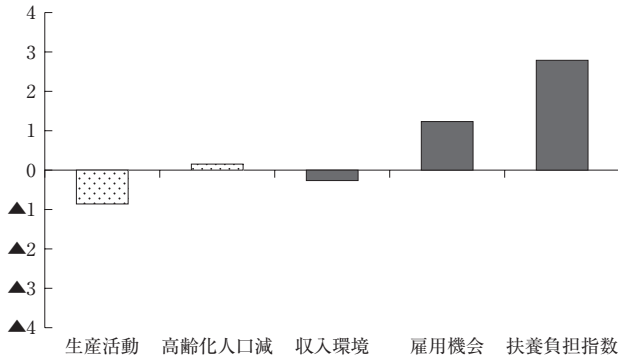
左図 因子得点および扶養負担指数



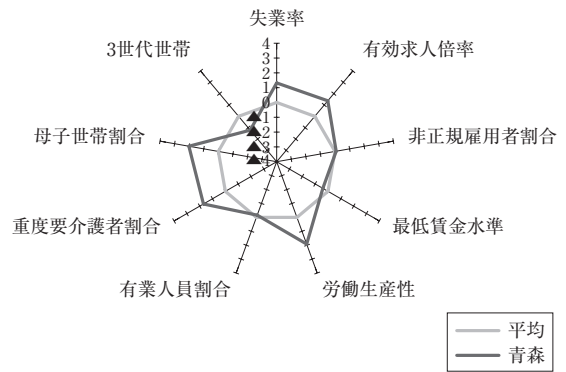
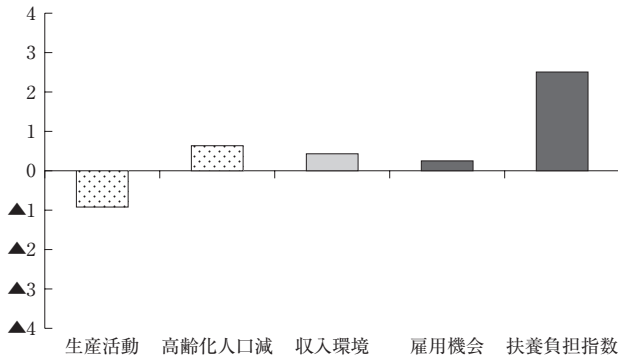
右図 重回帰分析で関連性が確認できた変数および因子負荷量の高い変数の標準化指数



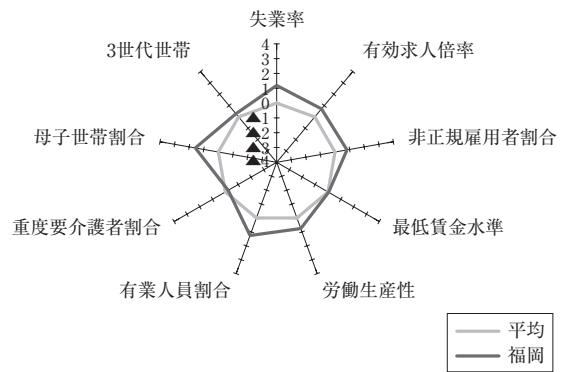
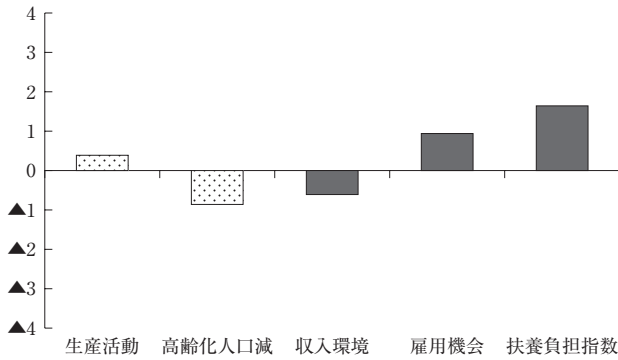
<鹿児島>



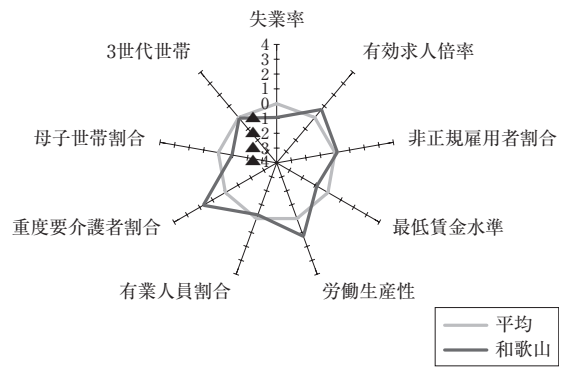
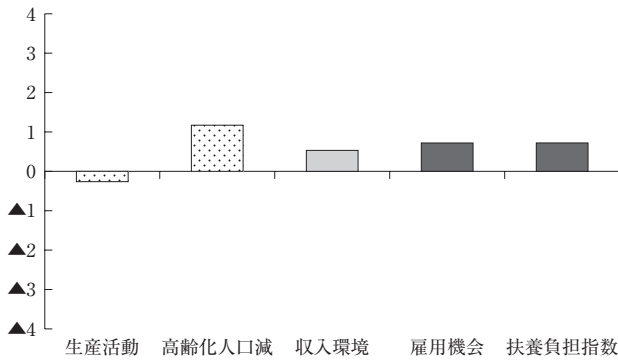
<青森>

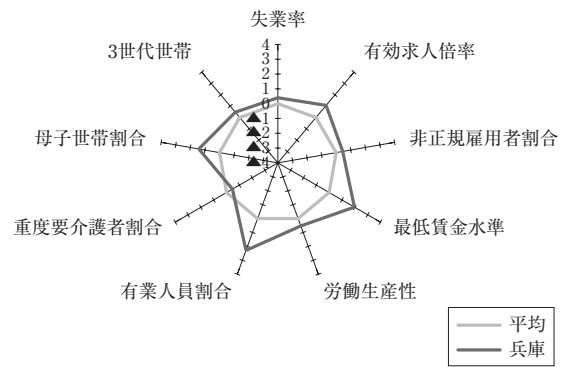
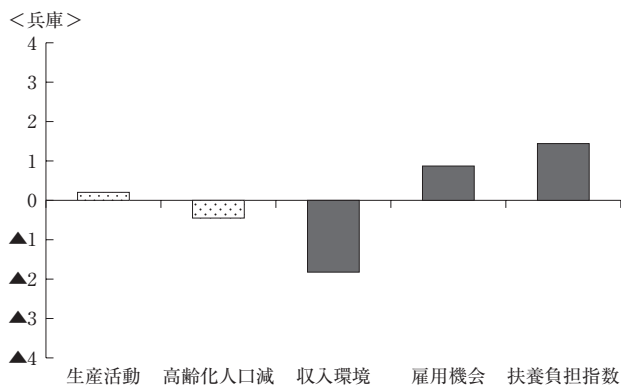
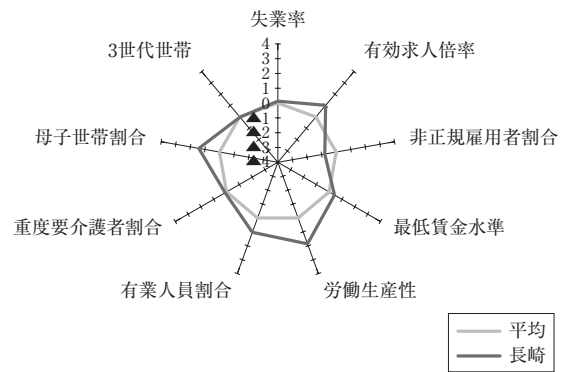
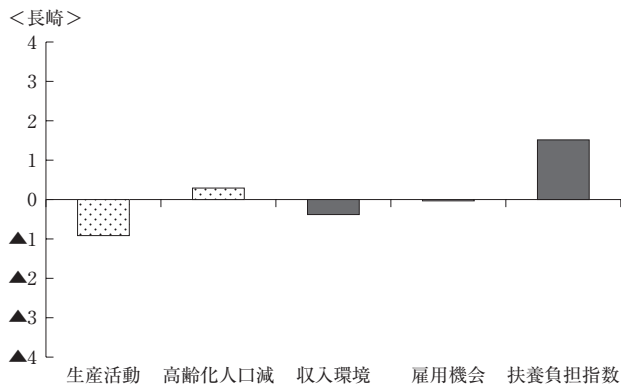
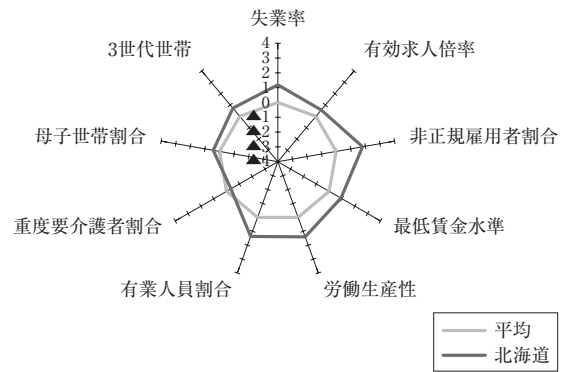
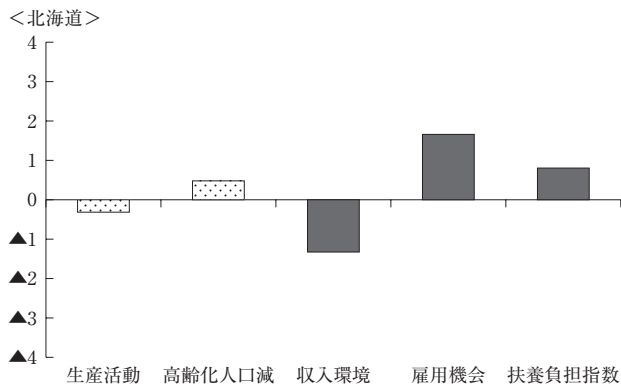
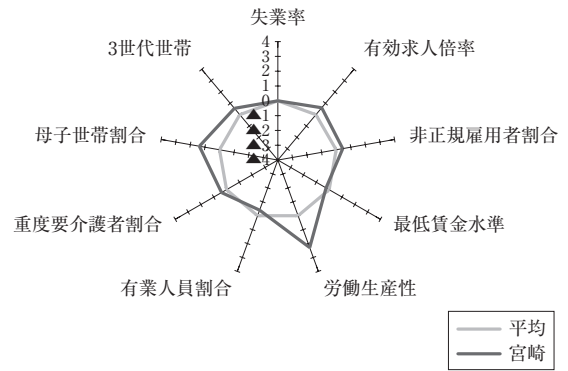
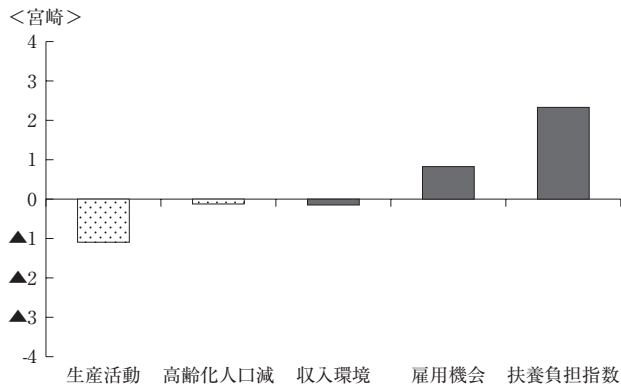


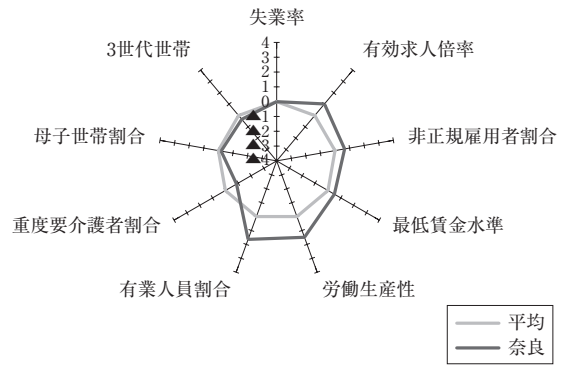
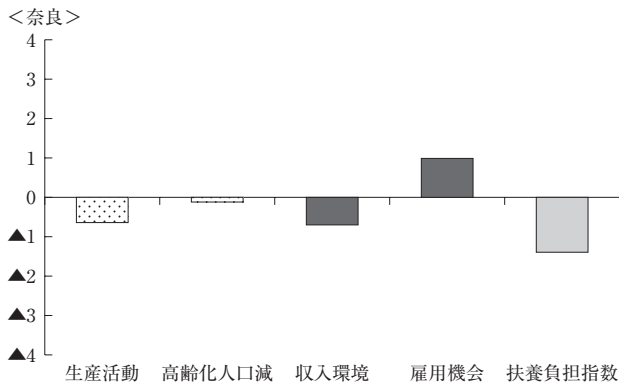
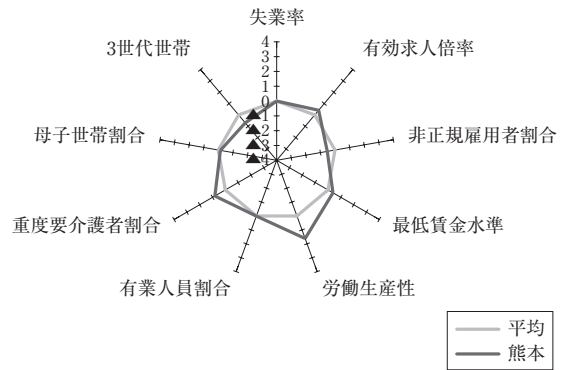
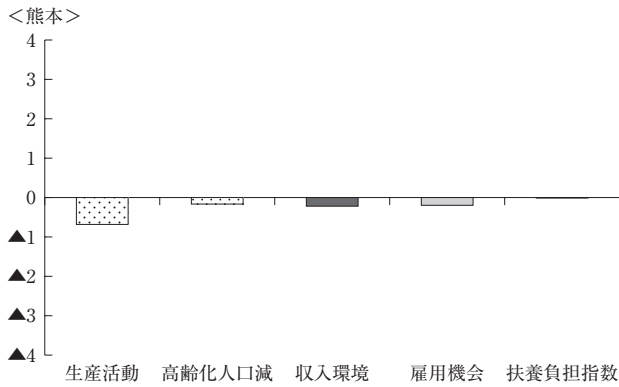
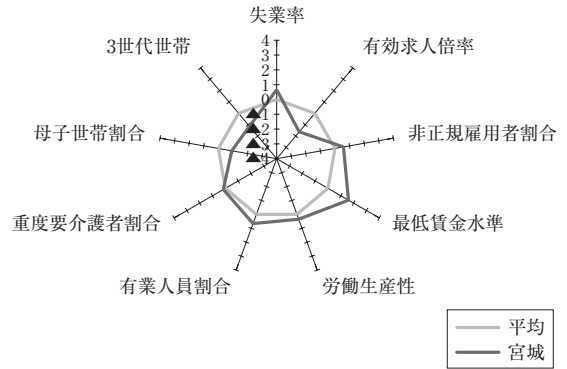
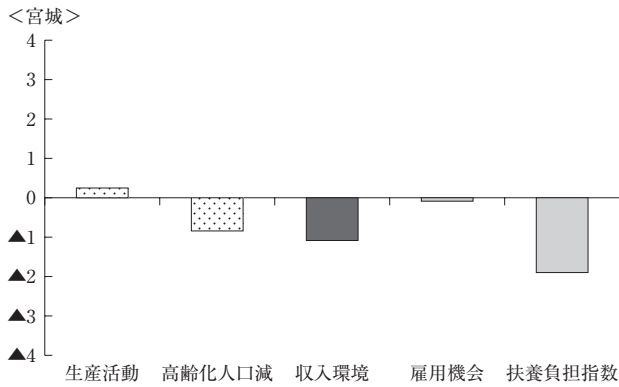
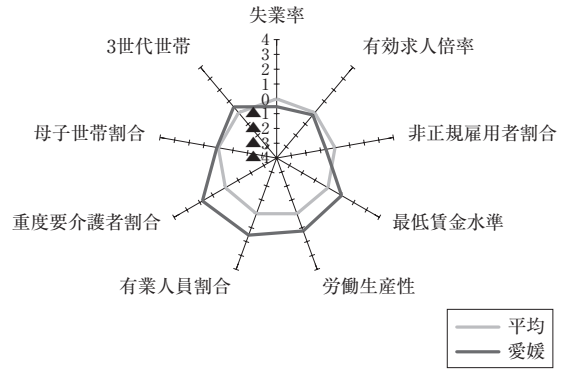
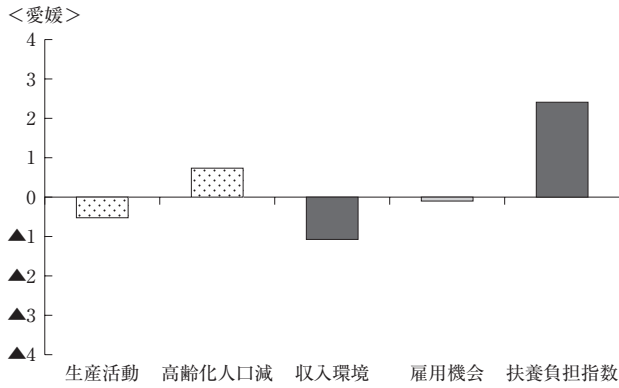
<福岡>

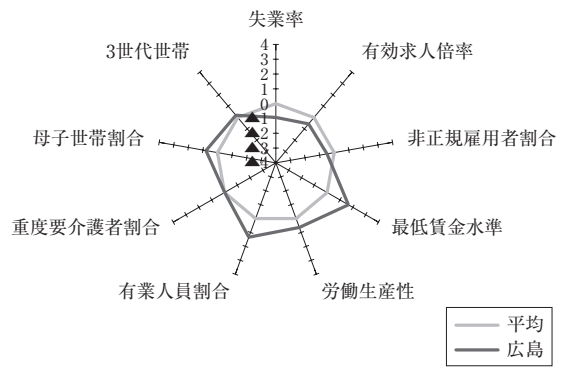
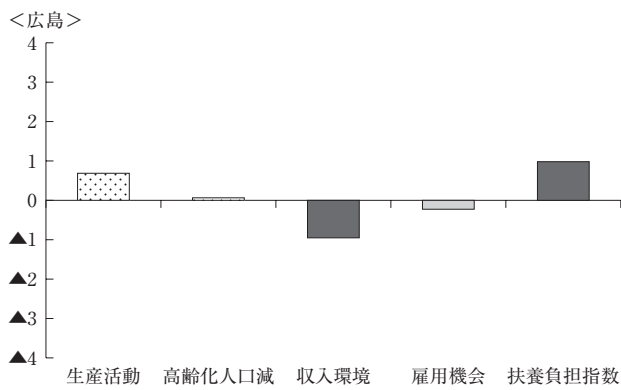
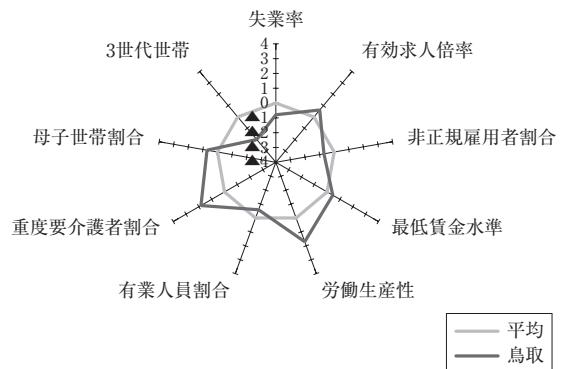
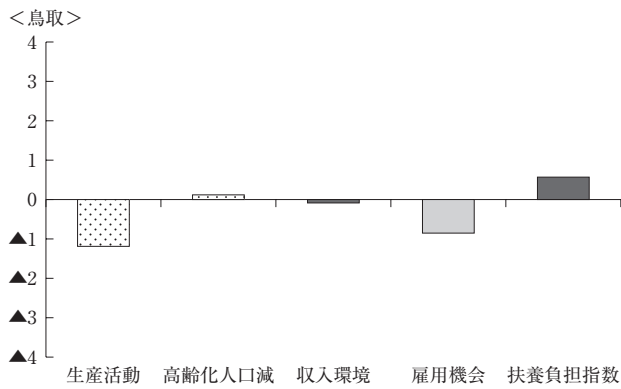
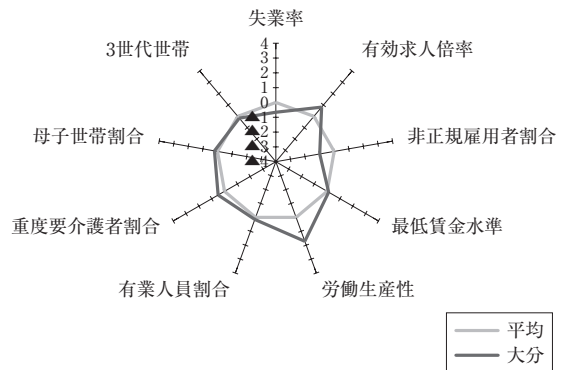
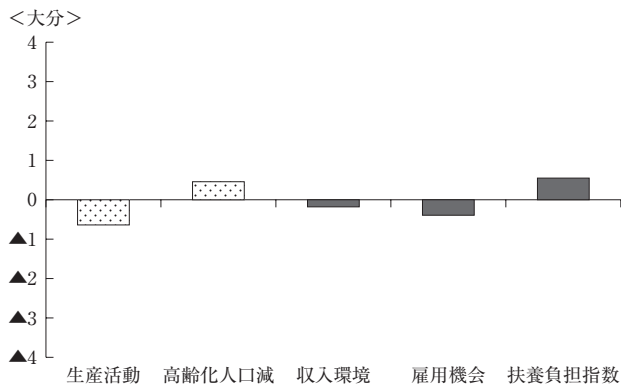
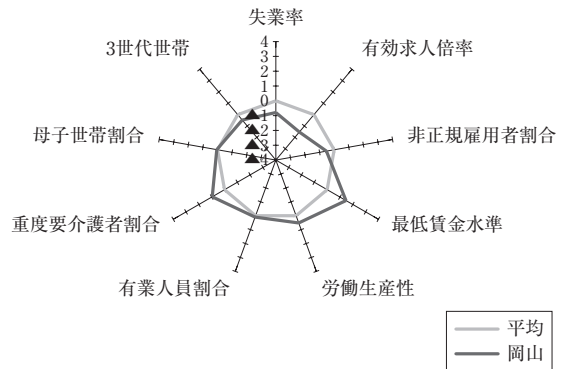
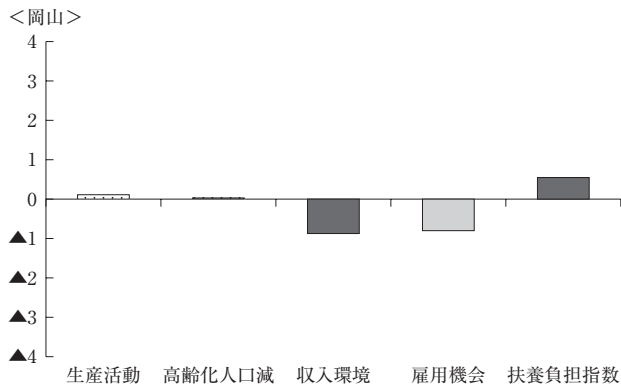


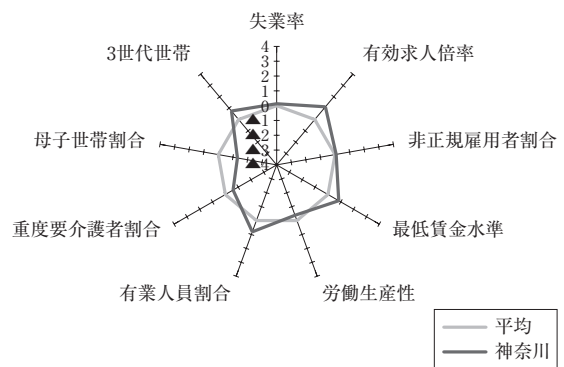
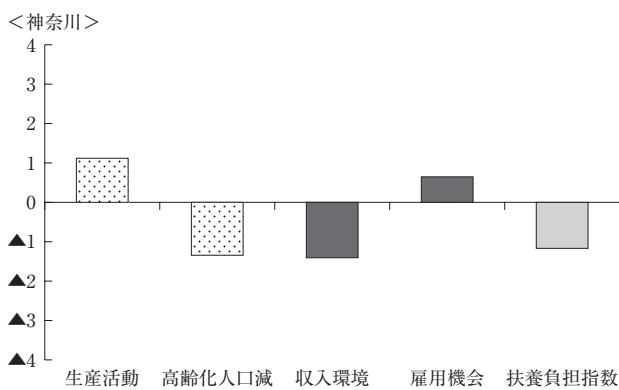
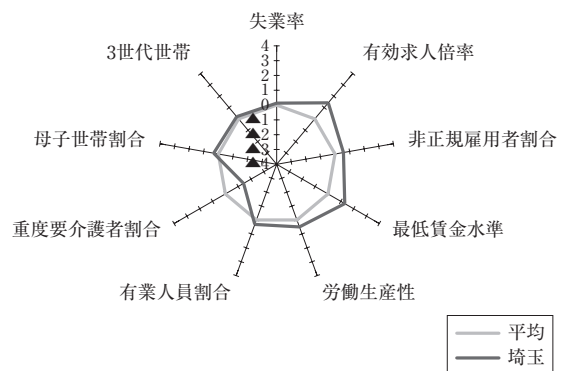
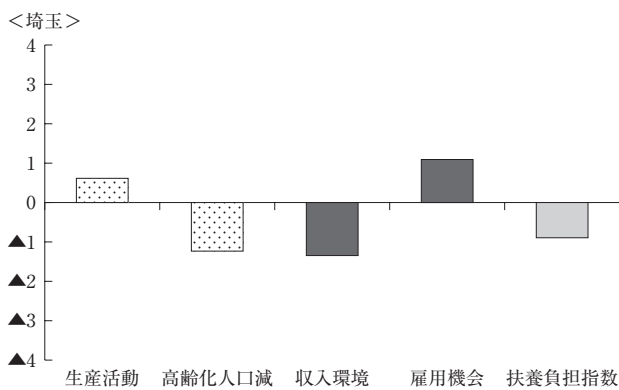
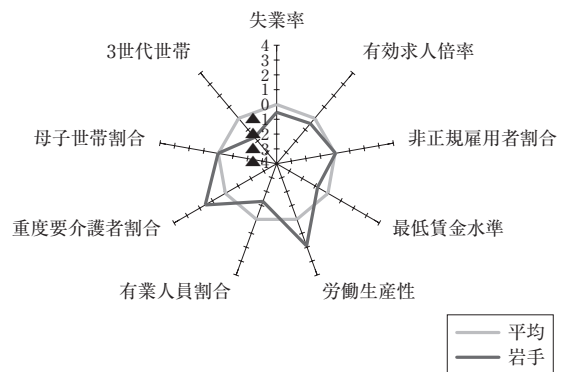
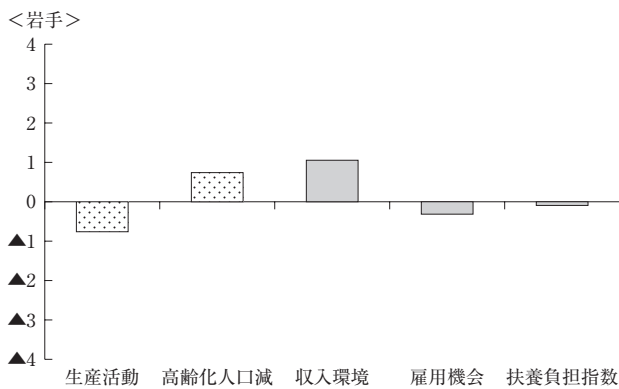
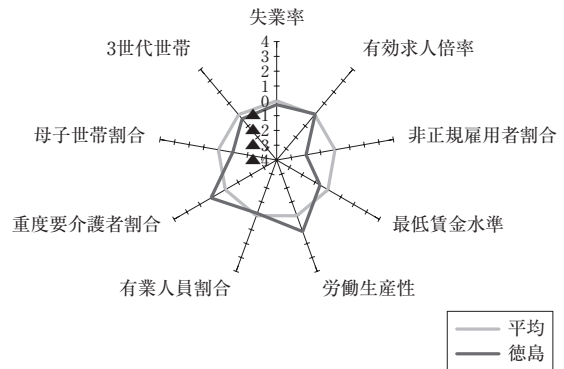
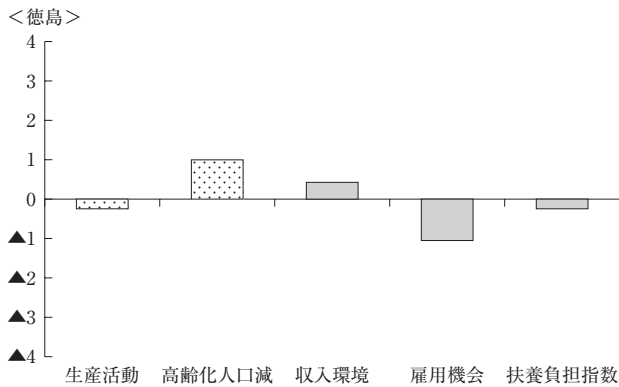
<和歌山>

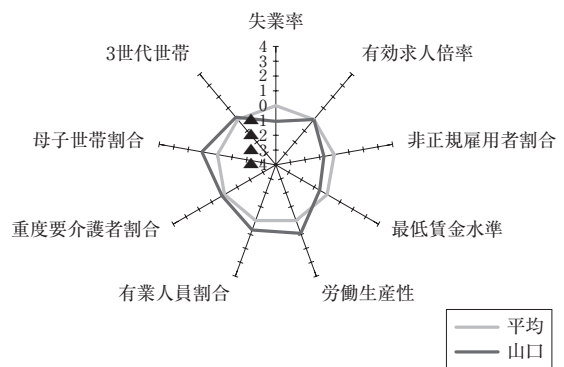
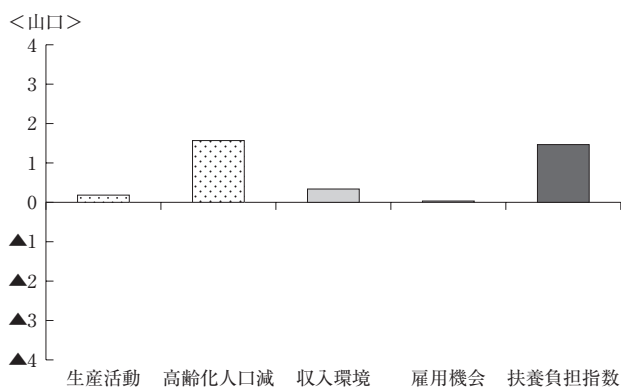
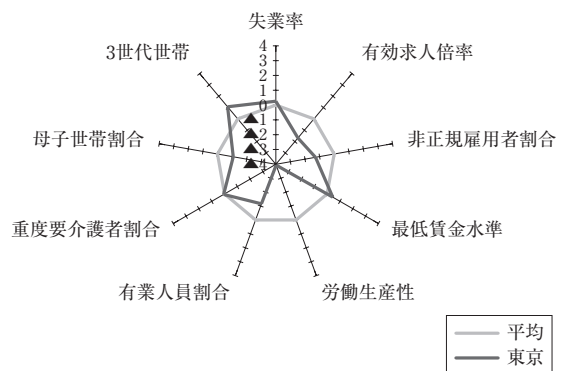
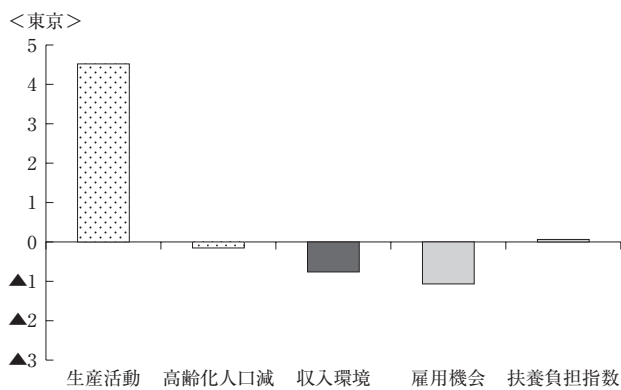
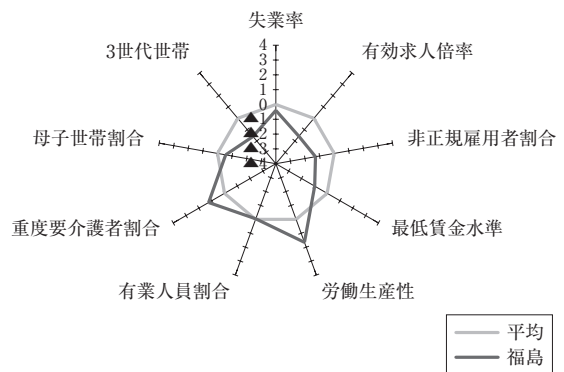
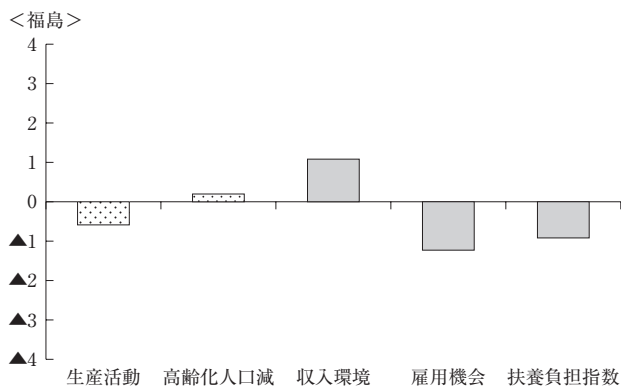
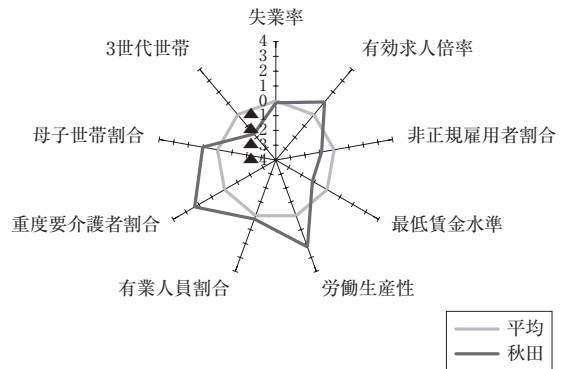
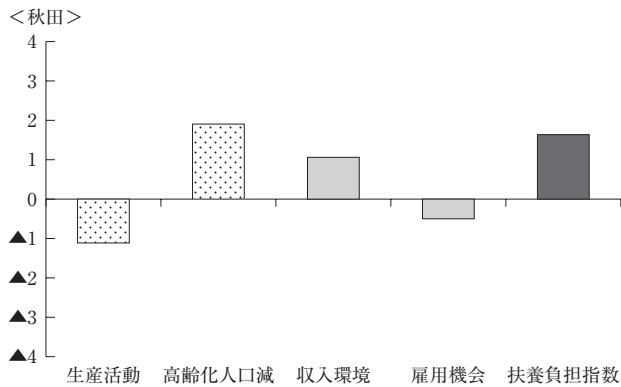




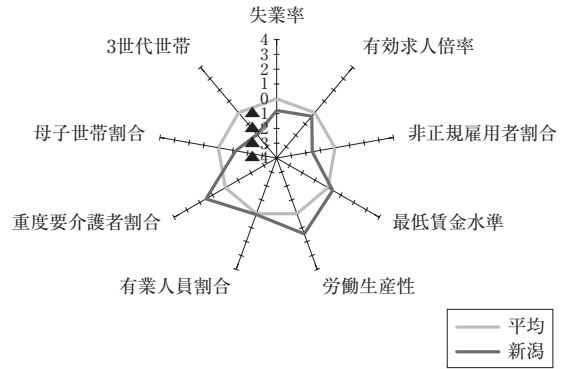
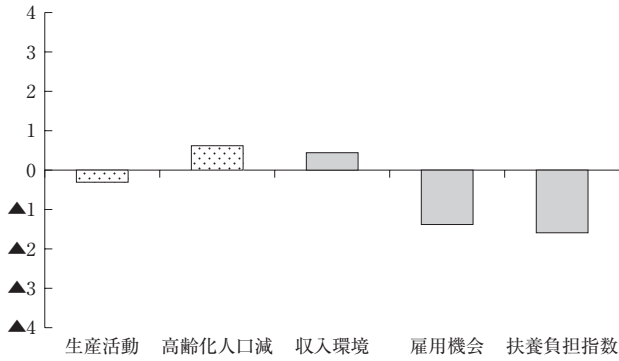




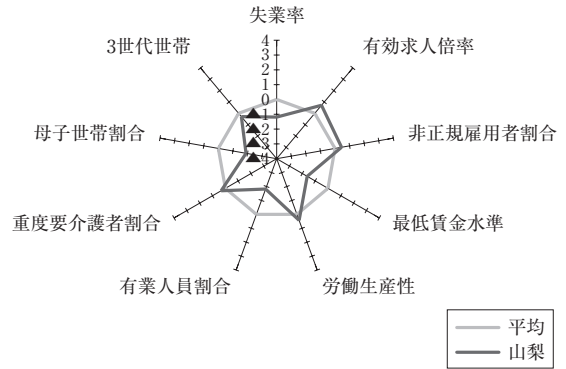
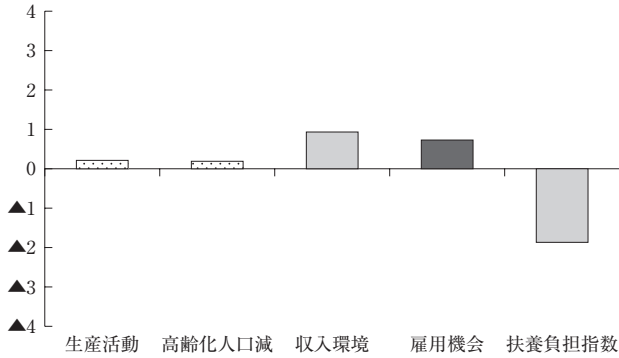




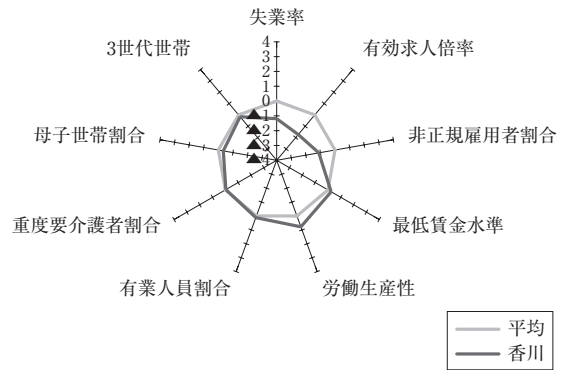
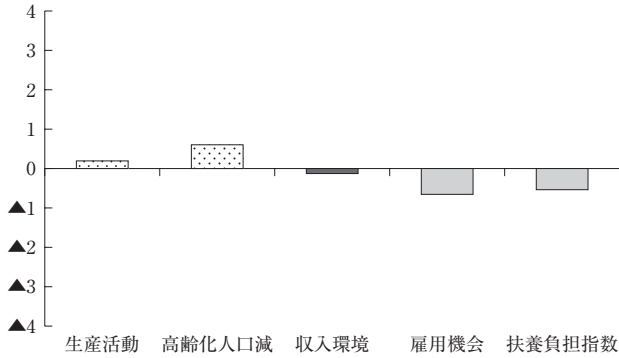
<新潟>



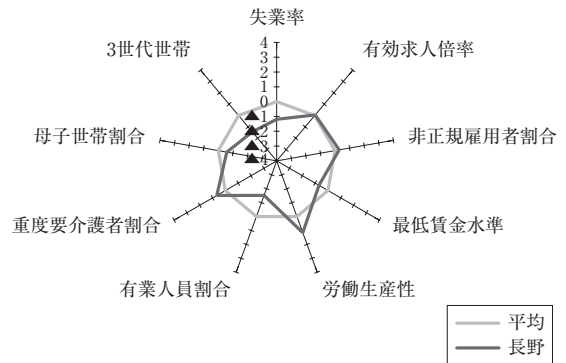
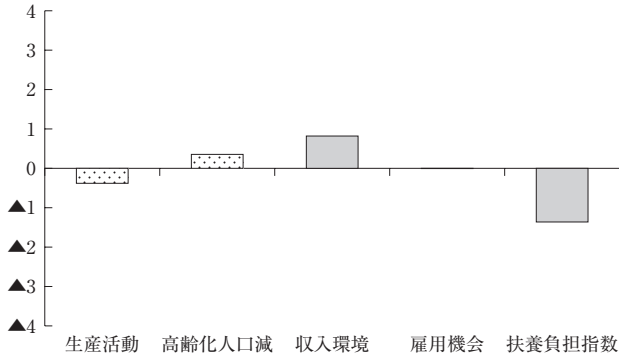
<山梨>



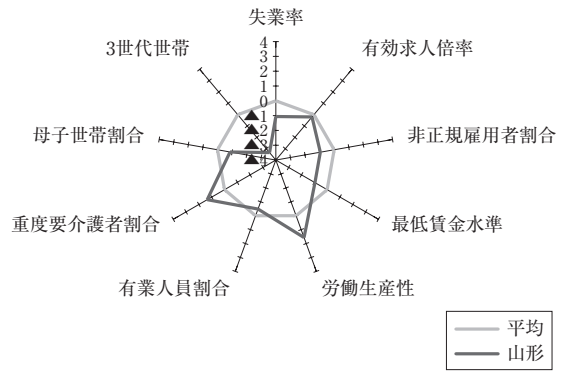
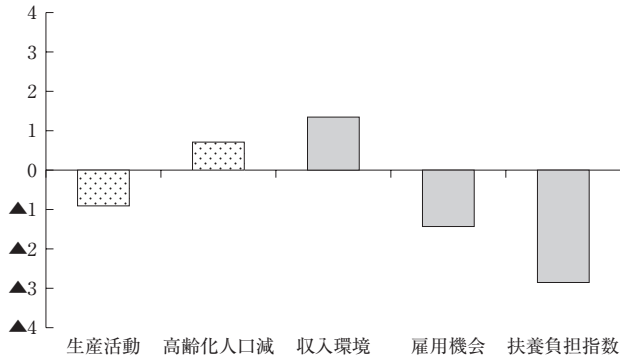
<香川>



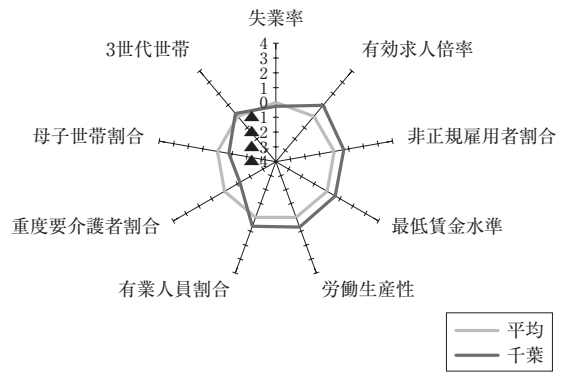
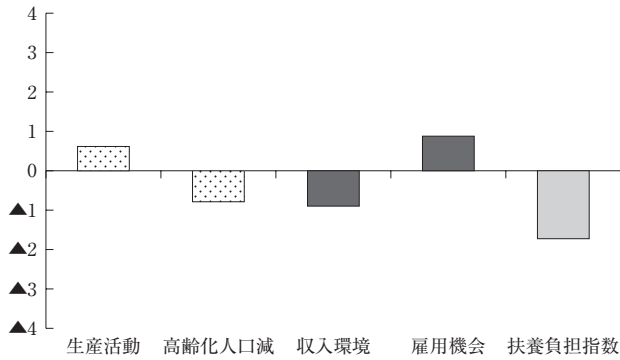
<長野>



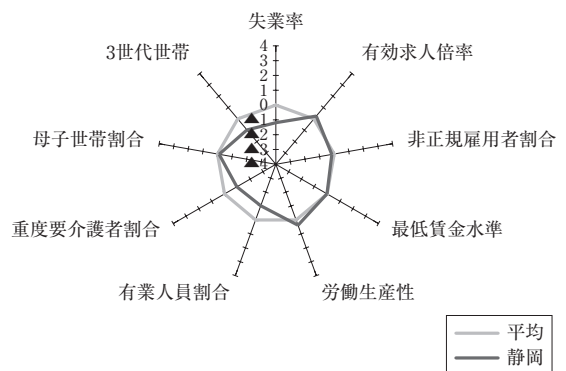
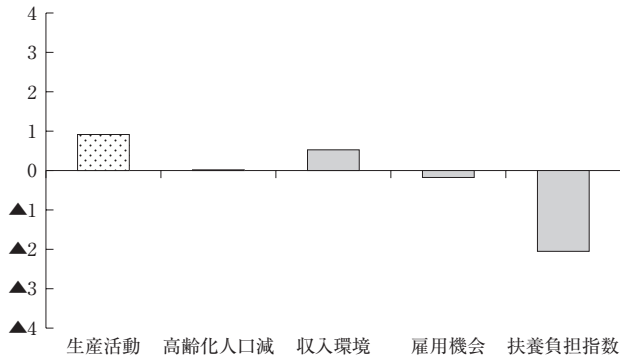
<山形>



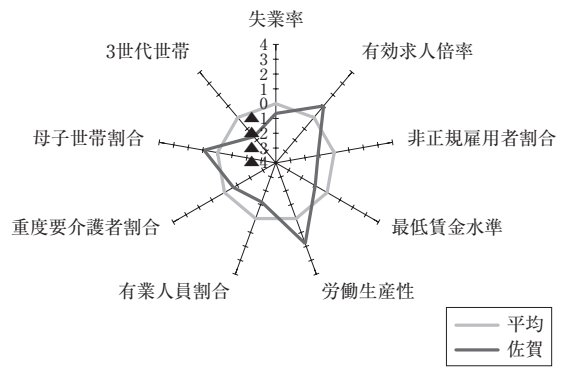
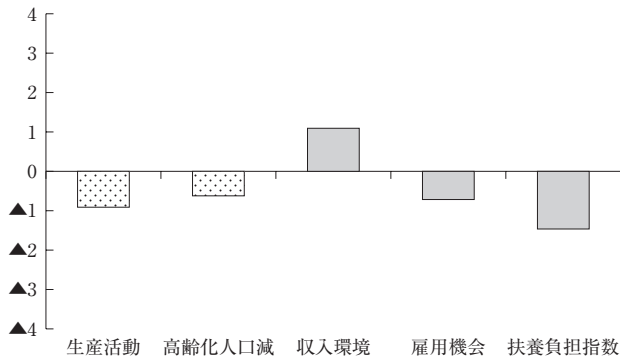
<千葉>



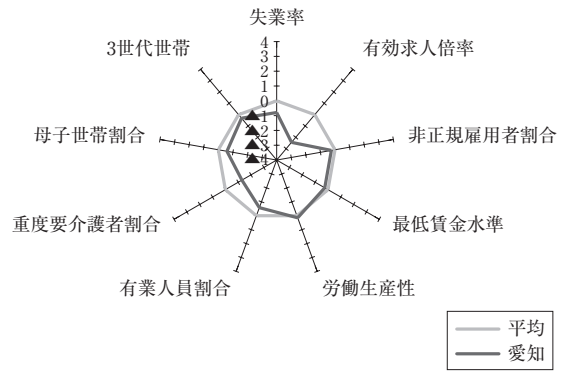
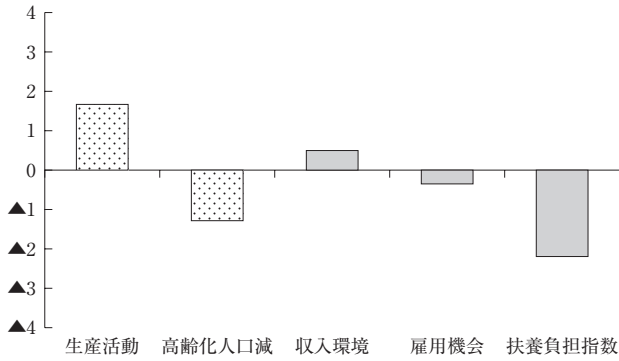
<静岡>



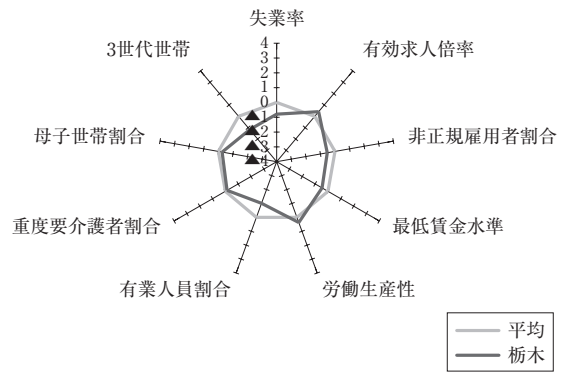
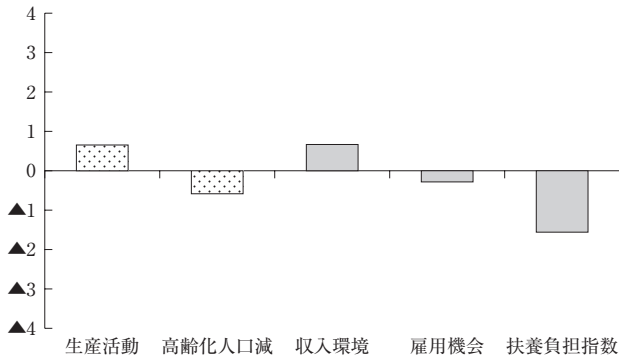
<佐賀>



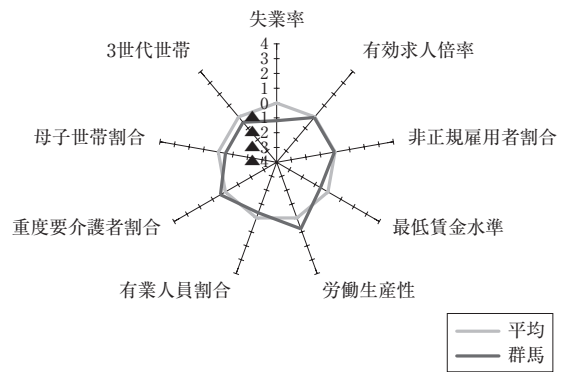
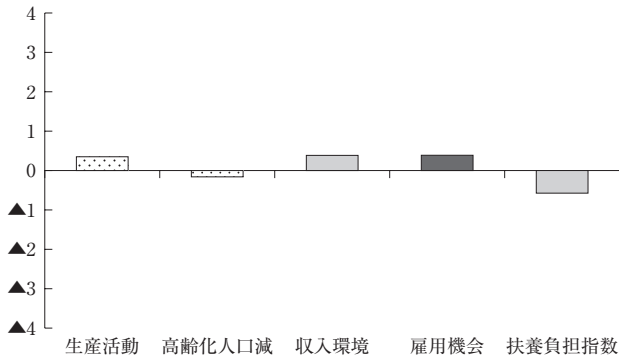
<愛知>



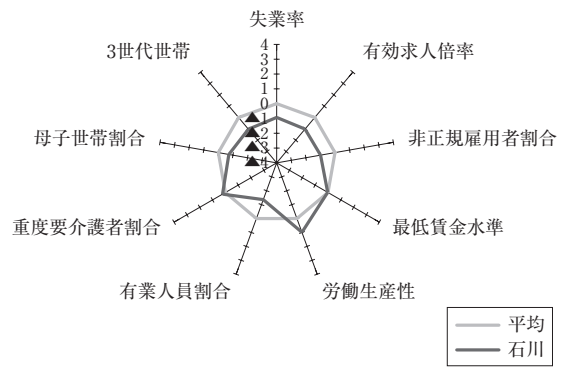
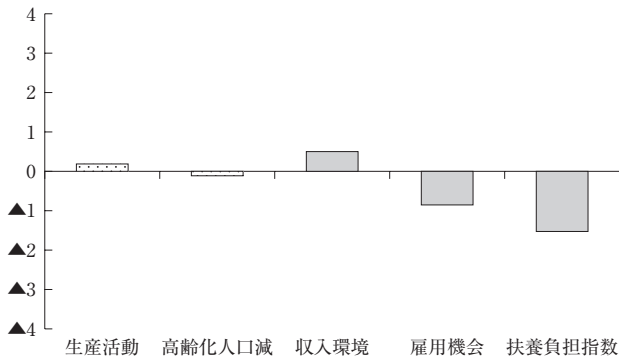
<栃木>

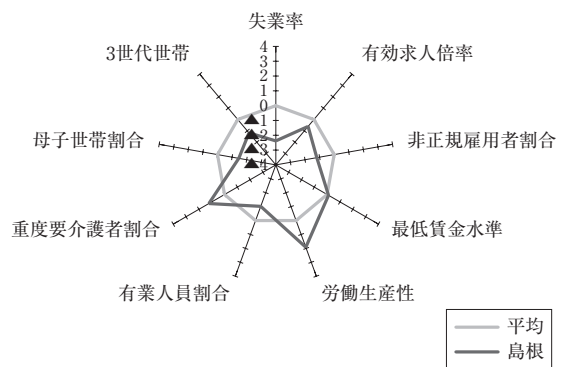
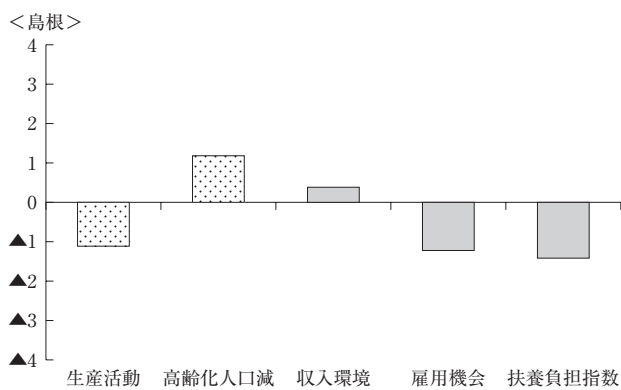
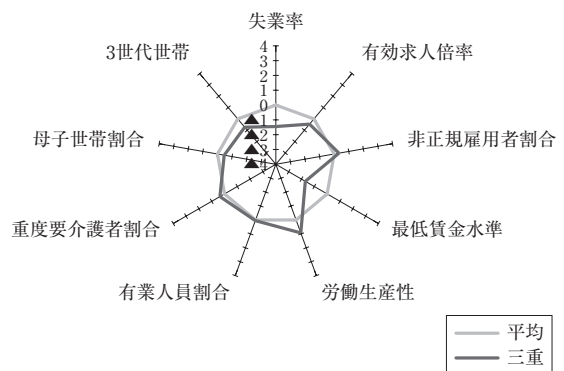
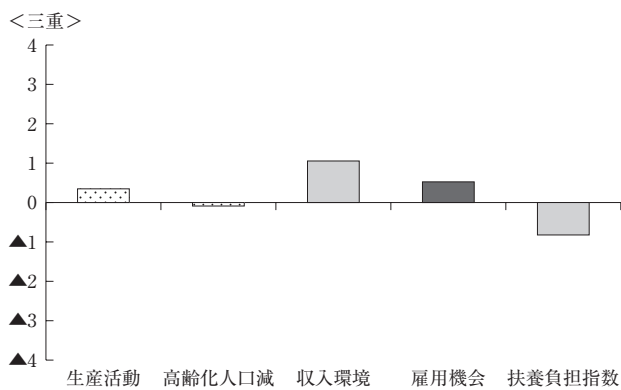
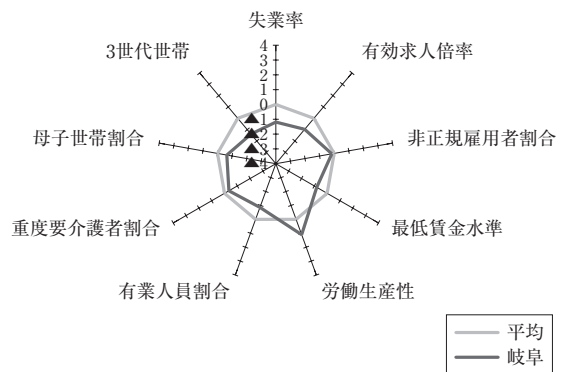
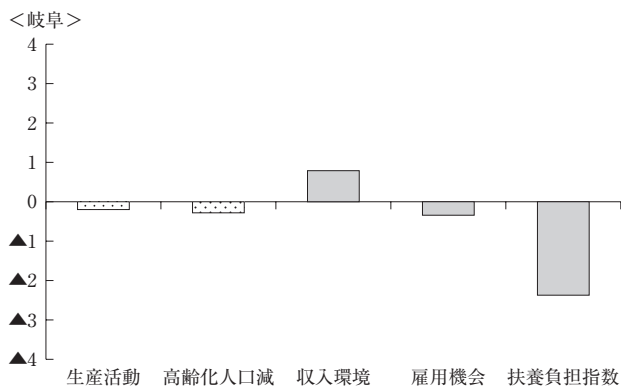
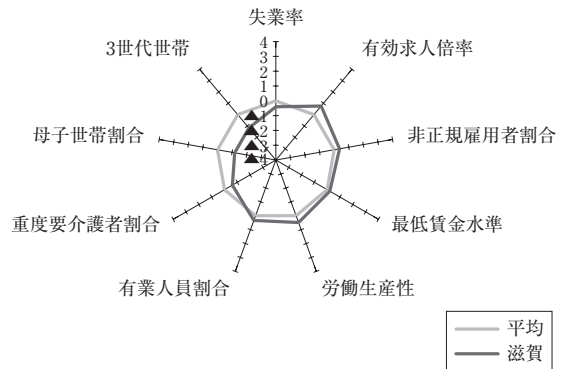
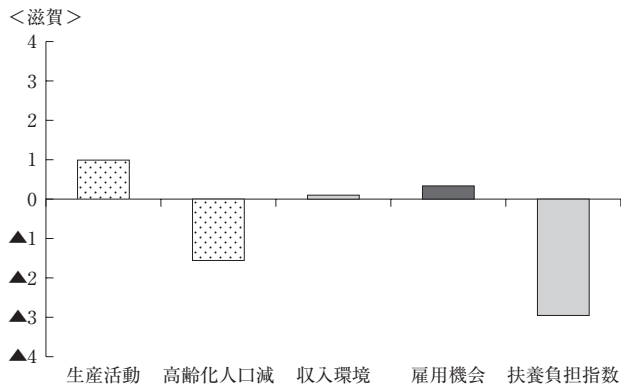


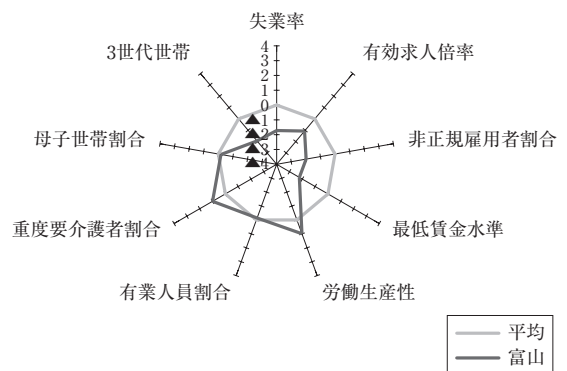
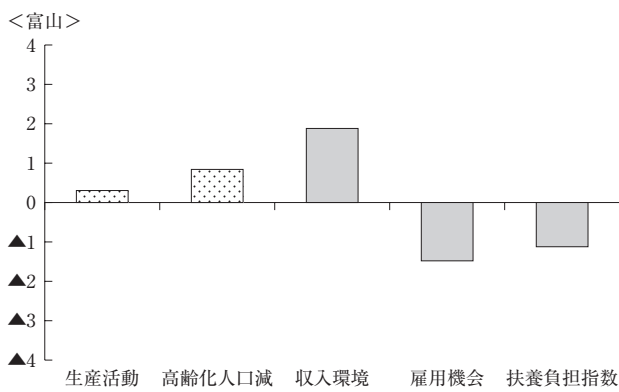
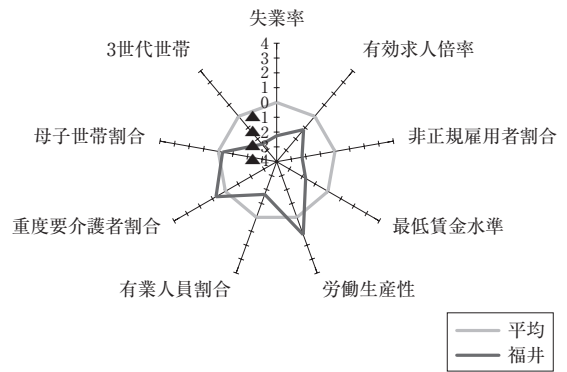
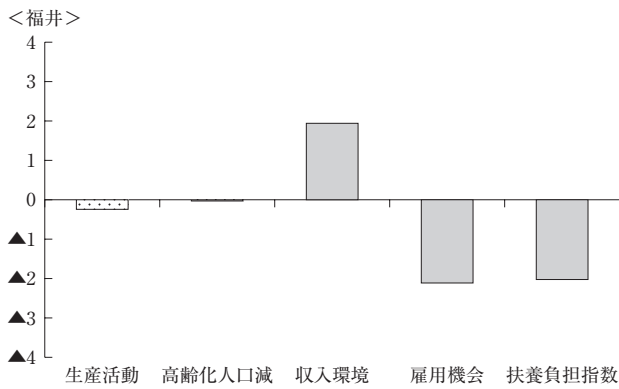
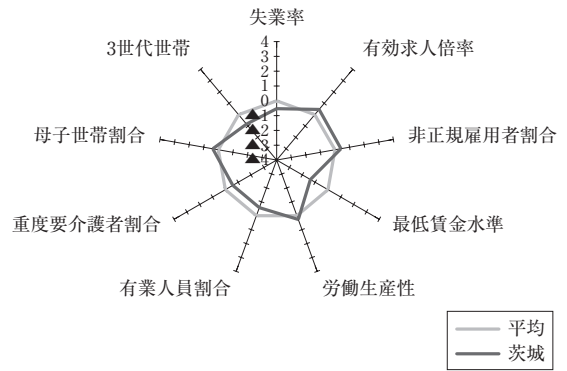
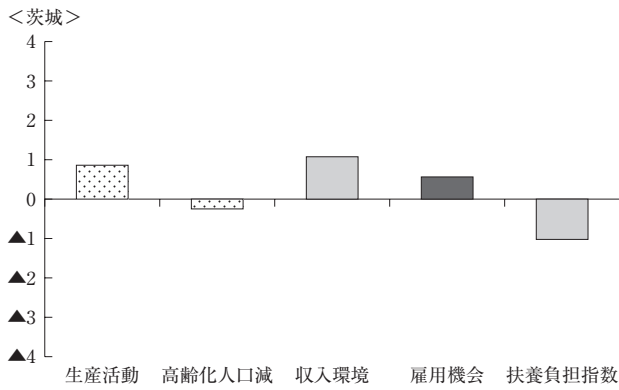
<群馬>



<石川>







参考文献・参照ホームページ

- ・ 駒村康平 [2007]. 「ワーキングプア・ボーダーライン層と生活保護制度改革の動向」『日本労働研究雑誌』563号、独立行政法人労働政策研究・研修機構、2007年6月
- ・ 駒村康平 [2015]. 『中間層消滅』、KADOKAWA、2015年3月
- ・ 橋木俊詔・浦川邦夫 [2012]. 『日本の地位間格差』、日本評論社、2012年6月
- ・ 戸室健作 [2013]. 「近年における都道府県別貧困率の推移について」『山形大学紀要（社会科学）』第43巻第2号印刷、2013年2月
- ・ 戸室健作 [2016]. 「都道府県別の貧困率、ワーキングプア率、子どもの貧困率、捕捉率の検討」『山形大学人文学部研究年報第13号別冊』、2016年3月
- ・ 内閣府 [2016]. 『平成28年版高齢社会白書』、2016年5月
- ・ 水無田気流 [2014]. 『シングルマザーの貧困』、光文社、2014年11月
- ・ 星貴子 [2015]. 「地域包括ケアにおける住民組織の役割と求められる対応」『JRIレビュー』2015 Vol.6, No.25、2015年6月
- ・ 星貴子 [2015]. 「東京圏における高齢者介護の課題と求められる取り組み」『JRIレビュー』2015 Vol.10, No.29、2015年12月
- ・ 厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)
- ・ 総務省統計局ホームページ (<http://www.stat.go.jp/>)
- ・ 内閣府ホームページ (<http://www.cao.go.jp/>)
- ・ 経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp/>)
- ・ 文部科学省ホームページ (<http://www.mext.go.jp/>)
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所ホームページ (<http://www.ipss.go.jp/>)
- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構ホームページ (<http://www.jil.go.jp/index.html>)